

# 令和4年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第1日目 令和4年3月7日(月)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。  
これより、3月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。10番 村井剛君、11番 柳田裕平君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 伊藤敦朗 おはようございます。私から、3月定例会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。  
去る2月28日、午前10時から第一委員会室において、当局より町長、副町長、総務課伊藤課長補佐が出席し、3月定例会の日程・議案等について、委員会が開かれました。  
今回の定例会の議案等は、補正予算関係議案が6件、条例の改正議案が4件、計画の策定議案が1件、一部事務組合規約の変更議案が1件、当初予算関係議案が7件であります。  
また、一般質問者は6名となっております。  
今定例会の日程は、皆様に配布した資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、町長並びに教育長の施政方針、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑、議長発議による予算特別委員会の設置について審議したあと、各議案を委員会に付託することとし、本会議が終わり次第、各常任委員会に入っております。  
2日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っております。  
最終日は、各委員会に付託された議案について、委員長報告のあと討論・採決を行います。  
今定例会は各会計当初予算の審議に時間を要することから、本日から3月17日までの11日間で行うことにしております。  
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から17日までの11日間と決定して、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定しました。  
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。  
日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は、令和3年12月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配布しております。  
その報告書をもって議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。  
以上で議長の諸般報告を終わります。  
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 ( 町長の行政報告 別紙のとおり )
- 議長 伊藤秋雄 確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに明日の一般質問と重複する質問は控えていただくよう、また一人一問程度で簡潔にお願いします。  
町長の行政報告に対する質問を行います。  
質問のある方は挙手してください。はい、2番 小柳聡君。
- 2番 小柳 聡 福祉課関係の灯油購入助成金の580人に対して506名ということで、90%弱というところがございますけども、他の支援策等を見てもあれば使われるということが分かるので、是非今一度アナウンスをして頂きたいなと思っておりますけども、いかがでしょうか。まだ助成されてない方、挙手されていない方に対して。

議長 伊藤秋雄 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問についてお答えします。灯油購入費の助成金につきましては、広報でも周知しておりますが期限予算でございます。この申し込みについては2月10日となっております。2月10日までに申請した方が対象となるというところで、この数字となっております。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 4ページの産業課関係なんですけども、今回の雪害に対しての農業ハウスの全壊が4棟、560万とありますけれども、確認なんですけれどもこれは申請された方だけなのかどうか。

議長 伊藤秋雄 ちょっとこれ、明日の一般質問に出ておりますので、明日またお願いします。

4番 北嶋賢子 はい分かりました。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。7番 村井昇君。

7番 村井 昇 7番 村井です。2ページに書いてありますが、低所得世帯及び生活保護世帯に灯油の負担として軽減を図ることを目的とし、1戸当たり5,000円助成した訳ですが、皆様もご承知のとおり、原油が非常に高騰しております。それでガソリン、灯油の値段が上がっているのは皆さんもご承知のことと思いますが非常に生活を圧迫しているように私は感じております。この後、全世帯に助成する考えはないものでしょうか。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 お答えいたします。灯油、ガソリン等の燃料費に対しての助成は、今のところ考えてございません。

7番 村井 昇 はい、分かりました。

議長 伊藤秋雄 はい、いいですか。他にありませんか。はい、9番 金一義君。

9番 金 一義 先程の町長の説明の中でこれは提案なようですけども、バイオの関係です。と言うのは近隣町村の方々がこのバイオマス、もみ殻の関係で非常に匂いとかそういう公害が出ないのかどうか、そういうことが非常に危惧されております。これは提案ということで勿論お話ししておりますけども、その民家の近い場所でね、このもみ殻バイオというのは如何なものかと、この提案だけできたのかどうかこのコンサルさんですね。大潟村でも、もみ殻やっただけでももう止めてます大潟村の場合は、今のところはですね話になっておりません。だからあまりにも民家に近いということで町内の方々もちょっと危惧しております。そこら辺が公害のないものなのかどうか、これはあくまでも提案なようですけどもこれがまだまだ討議されていくのかどうか、そこら辺のことを具体的お話しください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 日本総研に依頼している調査、これは成果品が出ております。その中で内容は謳っているかどうかちょっと分かりませんが、議会の皆さんには後でこのことについて改めてご説明したいと思っておりますので、よろしくお話ししたいと思います。

9番 金 一義 それを早く言ってくださいよ。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 6ページの除雪のことについてお伺いしますが、この予算の執行率が48%となっておりますけども、このオペレーターとか実際に携わったオペレーターとかから聞きますと、予算が少ないということで思うように除排雪が出来ない、という声が出ておりま

す。町としては今年の除排雪は、万全であったのかどうかその認識をお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 加藤さん、これも明日の一般質問に出ておりますので、答弁は明日出ると思いますのでよろしくお願ひします。他にありませんか。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 もう一つお聞きしますけども、さっき金議員の方から、バイオマスの意見がありました。この4ページの中で水稻の作付が減反が大きくなってきて、農家所得が減るだろうと、こういう結果のことを書いてあります。  
予算の時に聞こうと思ったのですが、その対価としてこのバイオマスエネルギーをやって、イチゴをやるという感覚ですか。そこら辺を教えてください。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 それとは全く関係ございませんお話しです。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。次に、日程第5、町長の施政方針を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の施政方針 別紙のとおり)

議長 伊藤秋雄 町長の施政方針を終わります。次に、日程第6、教育長の町の教育に関する施政方針を求めます。

教育長 江島廣 (教育長の施政方針 別紙のとおり)

議長 伊藤秋雄 教育長の施政方針を終わります。次に、日程7、議案第2号から日程第25、議案第20号についてまでの議案19件を各委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認め、そのように決定いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。始めに、補正予算書をご覧ください。

議案第2号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第10号)について

補正予算書1ページ、歳入歳出から、それぞれ6,387万円を減額し、歳入歳出予算の総額を43億9,544万7千円円としております。

6ページ、第2表「継続費補正」をご覧ください。

新庁舎建設事業につきましては、令和3年度の年割額を9億3,496万円とし、補正後の総額を13億2,664万7千円としております。

これは実績により年割額及び総額を変更するものでございます。

7ページ、第3表「繰越明許費」につきましては、民生費の住民税非課税世帯臨時特別給付事業8,836万4千円をはじめ、記載しております7事業について、総額1億2,726万5千円を令和4年度へ繰り越すものでございます。

それでは歳入の概要をご説明いたします。

いずれの科目につきましても、交付額の確定や実績見込みなどにより、歳入額を追加または減額しております。

14・15ページ、地方消費税交付金に2,500万円を、地方交付税の普通交付税に3億676万6千円を、16・17ページ、国庫支出金、民生費国庫負担金の教育・保育施設運営費負担金に389万7千円をそれぞれ追加しております。

また、児童手当負担金から346万4千円を、衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金から556万円をそれぞれ減額しております。

土木費国庫補助金では、交付額の確定により社会資本整備総合交付金1,223万5千円を減額しております。

18・19ページ、県支出金、民生費県補助金の新型コロナウイルス対策生活応援事業の事務費補助金、事業費補助金については、実績見込みにより合わせて469万1千円を減額しております。

22・23ページ、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、3億5,904万7千円を減額し、補正後の繰入額を3,595万3千円としております。

前年度繰越金には1億4,132万円を追加し、補正後額を令和2年度決算置ける実質収支額と同額の2億2,775万5千円としております。

諸収入、雑入の一体的実施事業業務委託料508万9千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

24・25ページ、町債につきましては、事業費の確定、実績見込みなどにより、総額で1億4,887万2千円を減額しております。内訳につきましては、8ページからの第4表「地方債補正」をご覧ください。

高岳地区ほ場整備事業債については1,080万円を新たに追加し、市町村役場機能緊急保全事業債をはじめ8事業につきましては、充当事業の実績見込みなどにより限度額を変更しております。

臨時財政対策債8,517万2千円については、普通交付税の追加交付などにより廃止したものでございます。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

28・29ページ、総務費、財産管理費の積立金に、総額1,833万円を追加しております。

そのうち、がんばれふるさと基金積立金には、1,527万8千円を、森林環境譲与税基金積立金には、194万4千円をそれぞれ追加しております。

電子計算費、備品購入費962万5千円の減額は、世界的な半導体不足により、予定していたパソコンの購入が不可能となったためであります。負担金、補助及び交付金につきましては、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金を364万1千円を減額しております。これは、組合会計の歳入に財政調整基金を繰入れたことによるものでございます。

30・31ページ、企画費の公共施設等総合管理計画改訂版策定支援業務委託料712万2千円の減額は、実績によるものでございます。

新庁舎建設事業費につきましては、実績見込みなどにより委託料219万1千円、工事請負費8,037万3千円をはじめ総額で8,453万5千円を減額しております。

34・35ページ、民生費、社会福祉総務費の地域商品券交付金347万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

36・37ページ、国民健康保険特別会計繰出金441万3千円の追加は、保険基盤安定負担金の決定によるものでございます。障害福祉費の扶助費については、総額で557万3千円を減額しており、いずれも給付費の実績見込みによるものでございます。

38・391ページ、児童措置費の児童手当475万5千円の減額、施設型給付費319万1千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

44・45ページ、農林水産業費、農地費の負担金、補助及び交付金を総額799万9千円減額しております。いずれにつきましても県営土地改良事業の負担金の確定によるものでございます。

46・47ページ、農村環境改善センター管理運営費の223万6千円の減額は、トイレ等改修工事の完了によるものでございます。

商工費、商工振興費の地域商品券交付金100万1千円及び事業者支援金310万円の減額は、いずれも実績によるものでございます。

48・49ページ、観光費の一日市盆踊り補助金450万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業を中止したためであります。

50・51ページ、土木費の社会資本整備交付金事業につきましては、総額で1,021万3千円を減額しております。これは、社会資本整備交付金の減額配分による事業の精査等によるものでございます。

52・53ページ、消防費、常備消防費の湖東地区行政一部事務組合負担金は737万7千円を減額しております。

58・59ページ、公債費の元金に総額1億4,344万1千円を追加しております。そのうち1億4,551万7千円については、平成29年度及び令和元年度に借入した臨時財政対策債の繰上償還に係るものでございます。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、62ページからの給与費明細書に総額を記載しております。特別職では262万5千円、一般職でも3,292万1千円の減額となっております。

以上が一般会計補正予算（第10号）の概要でございます。

議案第3号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
67ページ、歳入歳出に、それぞれ5,637万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億9,381万5千円としております。  
74・75ページ、歳入は、県支出金、保険給付費等交付金の普通交付金に5,691万4千円を追加し、特別交付金を122万2千円減額しております。  
また、一般会計繰入金に441万2千円を追加し、前年度繰越金は373万円の減額としております。  
76・77ページ、歳出の主なものは、今後の支払い見込みにより、保険給付費の一般被保険者療養給付費に4,982万3千円を、一般被保険者高額療養費に709万1千円をそれぞれ追加しております。  
以上が国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、会議日程資料5ページをご覧ください。

議案第4号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて  
一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、補正予算書81ページをご覧ください。

議案第5号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について  
歳入歳出から、それぞれ1,518万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,982万5千円としております。  
84ページ、第2表「繰越明許費」につきましては、秋田湾・雄物川流域下水道事業について、279万2千円を令和4年度に繰り越すものでございます。  
90・91ページ、歳入の主なものは、使用料の滞納分に120万7千円を、一般会計繰入金に119万7千円を前年度繰越金には884万円をそれぞれ追加し、下水道事業債では総額2,700万円を減額しております。  
92・93ページ、歳出の主なものは、下水道費の秋田湾・雄物川流域下水道事業負担金から117万9千円を減額し、下水道維持管理費では人件費、消費税及び地方消費税をはじめ総額1,264万2千円を減額しております。  
以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第6号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
97ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ148万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億7,837万3千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出に、それぞれ11万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を462万4千円としております。  
104・105ページ、保険事業勘定の歳入の主なものは、保険料の第1号被保険者保険料を202万9千円減額し、国庫支出金に総額238万1千円を追加しております。  
繰入金の介護給付費準備基金繰入金につきましては、全額の500万円を減額し、前年度繰越金には481万7千円を追加しております。  
108・109ページ、保険事業勘定の歳出の主なものにつきましては、保険給付費の介護サービス等諸費から総額75万円を減額し、高額医療合算介護サービス費に70万円を追加しております。  
110・111ページ、特定入所介護サービス費からは100万円を減額しております。  
いずれにつきましても給付見込みによるものでございます。  
基金積立金の介護給付費準備基金積立金には299万9千円を追加しております。  
以上が介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第7号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第4号）について  
125ページ、収益的支出に666万9千円を追加し、総額を1億5,032万3千円に、また、資本的収入に32万1千円を追加し、総額を8,700万9千円としております。  
128・129ページ、収益的支出では、原水及び浄水費の薬品費を66万5千円、資産減耗費の固定資産除却費を600万4千円、それぞれ追加しております。  
また、資産減耗費の固定資産除却費には1,474万4千円を追加しております。  
資本的収入では、消防設備等負担金32万1千円を追加しております。  
以上が上水道特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

また、会議日程資料の6ページをご覧ください。

議案第8号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例について

報酬の額が日額で定められている者のうち、日額2,000円である委員等について、各種委員会等の円滑な活動の推進と、周辺自治体との均衡を考慮した報酬の水準に引き上げる必要があるため、本条例を改正するものでございます。

会議日程資料の11ページをご覧ください。

議案第9号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和3年8月に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布、令和4年1月1日から施行されることに伴い、この政令を参照している規定を改める必要があるため、本条例を改正するものでございます。

会議日程資料の13ページをご覧ください。

議案第10号 八郎潟町中小企業振興融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例について

令和3年8月2日に産業競争力強化法が改正され、事業を営んでいない個人が創業し、創業後、法人成りした場合で、個人事業主として事業を開始した日から起算して5年を経過していない場合に限り、その法人成りした会社は創業資金を利用できるようになったことから本条例を改正するものでございます。

会議日程資料の15ページをご覧ください。

議案第11号 八郎潟町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

消防団は地域防災力の中核的役割を果たす存在であるが、団員数の著しい減少と近年の多様化、激甚化する災害など消防団に求められる役割は多様化、複雑化しており、団員個人の負担も増加していることから、令和3年4月13日の消防庁長官通知を踏まえ消防団員の処遇改善を図る必要があるため、本条例を改正するものでございます。

会議日程資料の18ページをご覧ください。

議案第12号 八郎潟町環境基本計画の策定について

町の環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進するため、令和4年度から令和13年度までの環境基本計画を策定するものでございます。

会議日程資料の19ページをご覧ください。

議案第13号 八郎湖周辺清掃事務組合理約の一部変更について

令和4年4月22日から男鹿市議会議員の定数が変更されることに伴い、八郎湖周辺清掃事務組合理約の定数を改めるため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、令和4年度八郎潟町各会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

当初予算書をご覧ください。

議案第14号 令和4年度八郎潟町一般会計予算について

予算書1ページ、歳入歳出予算の総額を37億3,754万6千円とし、前年度比2億8,040万8千円、7%の減となっております。

別添の一般会計予算資料の2ページをご覧ください。

歳入につきましては、町税、繰入金などの自主財源が総額で9億4,241万6千円と前年度比431万4千円、0.5%の減となっております。

また、地方交付税、国庫支出金などの依存財源につきましては、総額で27億9,513万円と、前年度比2億7,609万4千円、9%の減となっております。

同じく予算資料の4ページ、性質別の歳出につきましては、人件費、扶助費などの義務的経費が、総額で14億69万5千円と、前年度比1,058万7千円、0.8%の増であり、物件費、補助費などの消費的経費につきましては、総額で11億5,067万5千円と、前年度比724万2千円、0.8%の増となっております。

普通建設事業費を主とする投資的経費につきましては、総額で12億4,145万7千円と、前年度比2億4,521万6千円、27.1%の増となっております。

普通建設事業費を主とする投資的経費につきましては、総額で6億7,668万4千円と前年度比5億6,477万3千円、45.5%の減となっております。

また、貸付金、繰出金などのその他の経費につきましては、総額で5億949万2千円と、前年度比2,856万2千円、5.9%の増となっております。

それでは、歳入予算の主なものをご説明いたします。

当初予算書91ページをご覧ください。

町税に4億2,374万円を計上し、前年度比174万4千円の減としております。  
地方交付税は、普通交付税を前年度比1億5,700万円の増とし、特別交付税と  
合わせ16億3,500万円としております。  
国庫支出金は、43,546万1千円を計上し、前年度比1億3,752万8千円の増  
としております。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、学校施設  
環境改善交付金の増などによりものでございます。  
県支出金は前年度比5,500万6千円増の2億7,165万1千円を計上してあり  
ます。  
繰入金には、4億1,788万円を計上し、町債は、新庁舎が完成を迎えることから、  
前年度比6億5,340万円減の2億9,500万円としております。  
内訳につきましては7ページの第2表「地方債」をご覧ください。掲載している11事  
業については、いずれも交付税措置のある地方債であります。  
なお、歳入の詳細につきましては、12ページから37ページまで記載しております。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。  
46・47ページ、総務費、庁舎管理費に現庁舎分及び新庁舎分の管理費として総額2,  
019万1千円を計上してあります。  
そのうち1,669万8千円が新庁舎分の管理に係るものでございます。  
電子計算費の委託料に総額2,312万8千円を計上してあります。  
48・49ページ、そのうち、庁舎内サーバー機器移設及びネットワーク機器導入業務  
委託料968万6千円から二要素認証及び持出管理システム移設業務委託料73万円ま  
での9業務については、3年度予算で債務負担行為を設定した新庁舎建設に伴う機器移  
設業務などに係るものでございます。  
備品購入費の機械器具費1,579万5千円につきましては、職員用パソコン100  
台を更新するものであります。  
また、新庁舎用備品515万5千円については、3年度予算で債務負担行為を設定し  
たサーバーラック、免振テーブルの購入に係るものでございます。  
負担費、補助及び交付金には秋田県町村電算システム共同事業組合負担金4,172万  
5千円を計上してあります。これは平成26年度から稼働している県内町村の電算シス  
テム共同化に係る負担金で、均等割り及び人口割による共通経費分が271万3千円、  
システム保守及び利用などの事業経費分が3,852万1千円などとなっております。  
50・51ページ、自治振興費には南秋地域公共交通活性化協議会負担金673万3千  
円、湖東厚生病院運営費補助金1,766万1千円をそれぞれ計上してあります。  
52・53ページ、新庁舎建設事業費につきましては、工事請負費に旧庁舎の解体工事  
費として2億3,555万4千円、3年度予算で債務負担行為を設定してあります新庁舎  
用備品9,423万円をはじめ総額で3億3,981万1千円を計上してあります。  
64・65ページ、民生費、社会福祉費の負担金、補助及び交付金には社会福祉協議会  
事務局職員設置費補助金1,857万1千円、繰出金には国民健康保険特別会計繰出金4,  
104万7千円をそれぞれ計上してあります。  
医療給付費の扶助費には、総額で6,331万5千円の福祉医療費を計上しており、そ  
のうち町単独分は729万円となっております。  
66・67ページ、障害福祉費の扶助費には、自立支援給付費1億6,323万6千  
円をはじめ、総額で1億7,833万6千円を計上してあります。  
68・69ページ、老人福祉費の介護保険特別会計繰出金には1億4,179万4千円  
を計上してあります。  
72・73ページ、児童措置費には地域子育て支援センター事業委託料849万1千円  
すこやか子育て支援事業費補助金1,538万7千円をそれぞれ計上してあります。  
扶助費の児童手当5,061万円は、中学校修了前までの児童等に支給されるものであ  
ります。  
施設型給付費1億1,703万9千円につきましては、認定こども園の運営に係るもの  
でございます。  
76・77ページ、衛生費、予防費には、新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る  
経費を含め総額3,034万8千円を計上してあります。  
80・81ページ、健康増進事業費には総合健診委託料1,338万4千円を計上して  
あります。  
82・83ページ、環境衛生費に湖東地区行政一部事務組合負担金の衛生費分として  
574万9千円を、後期高齢者医療に県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金9,0  
595万6千円を、繰出金には後期高齢者医療特別会計への事務費及び保険基盤安定繰  
出分として総額で2,992万6千円をそれぞれ計上してあります。  
84・85ページ、塵芥処理費にあつては、ゴミ収集業者委託料に1,339万7千円

八郎湖周辺清掃事務組合負担金に6, 158万4千円、し尿処理費では、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合負担金1, 049万3千円をそれぞれ計上しております。

86・87ページ、上水道費の上水道整備事業出資金245万6千円は、生活基盤施設耐震化等交付金事業として実施する送水管布設替工事に係るものでございます。

88・89ページ、農林水産業費、農業振興費では農地耕作条件改善事業委託料1, 200万1千円を計上しております。これは、農地中間管理機構をとおして担い手に集積された農地について、区画拡大、暗渠排水整備を行うものでございます。

90・91ページ、農地費では、高岳地区ほ場整備事業負担金596万8千円、特定農業用管水路等特別対策事業負担金195万円などを計上しております。そのうち、高岳地区ほ場整備事業につきましては、整備区域の中央部について区画整理及び用排水路工事などを県が実施するものでございます。

92・93ページ、土地改良施設管理費の多面的機能支払交付金3, 174万5千円につきましては、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援するものでございます。

96・97ページ、商工費、商工振興費の、まちづくり活動センター管理運営委託料1, 011万4千円につきましては、同センターの管理運営に係る人件費、光熱水費及び燃料費などでありま。

HachiLAB補助金1, 850万円については、はちらぼHOUSE・商店などの収益事業に係る補助であります。地域商品券交付金5, 491万円につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている事業者への支援策として、一人当たり1万円の地域商品券を発行するためのものであります。

貸付金には、秋田県信用保証協会貸付金2, 100万円を計上しております。

100・101ページ、土木費、道路維持舗装費に町道・下水路整備工事1, 433万8千円を計上しております。これは、町道家ノ後団地1号線の防護柵改修工事をはじめ町道の維持補修等に係るものでございます。

102・103ページ、社会資本整備総合交付金事業の町道整備工事6, 528万5千円につきましては、町道中羽立西線道路改良工事などに係るものでございます。

道路メンテナンス事業につきましては、3年度予算で債務負担行為を設定しております奥羽本線八郎潟駅構内ふれあいロード橋補修工事委託料7, 451万4千円をはじめ総額7, 577万3千円を計上しております。

住宅総務費には、公営住宅長寿命化計画見直し業務委託料715万円を計上しております。

104・105ページ、公共下水道費には、公共下水道事業特別会計繰出金1億7, 240万1千円を、106・107ページ、消防費の常備消防費には、湖東地区行政一部事務組合負担金1億5, 049万9千円をそれぞれ計上しております。

108・109ページ、災害対策費には秋田県総合防災情報システム移設業務委託料880万円、防災行政無線設備移設工事1, 793万円、秋田県震度情報ネットワークシステム移設工事297万円をそれぞれ計上しております。いずれにつきましても3年度予算で債務負担行為を設定した新庁舎建設に伴う機器移設業務などに係るものでございます。

防災行政無線屋外子局改良工事2, 419万1千円につきましては、老朽化している屋外子局のうち、3基について改良工事を実施するものでございます。

112・113ページ、教育費、教育助成費には、学校給食費助成金1, 677万9千円を、116・117ページ、学校管理費の工事請負費には学校長寿命化改良工事1億7, 241万5千円をそれぞれ計上しております。

120・121ページ、文化財保護費には、総額5, 264万2千円を計上しております。そのうち5, 070万5千円については館ノ下遺跡本発掘調査に係るものでございます。保健体育総務費の東京2020大会聖火リレー開催事業負担金

372万4千円は、6月9日に本町を通過するオリンピック聖火リレーに係るものでございます。

132・133ページ、公債費には、元金・利子を合わせ総額で3億7, 107万3千円を計上しております。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、134ページからの給与明細書に記載しております。特別職については総額で8, 909万7千円、一般職は総額で5億2, 167万5千円となっております。

142ページ、地方債の令和4年度末借入残高は、32億8, 841万5千円の見込みとなっております。

以上が一般会計当初予算の概要であります。

143ページ、歳入歳出予算の総額を7億4,401万5千円とし、前年度比1億847万7千円、17.1%の増としております。

150・151ページ、歳入の主なものは、国民健康保険税に総額9,406万8千円を計上し、前年度比124万9千円の増となっております。

152・153ページ、県支出金の県補助金には総額で5億7,591万円を計上しております。

154・155ページ、繰入金の一般会計繰入金には、保険基盤安定負担金、出産育児一時金、財政安定化支援事業分として4,104万6千円を計上し、繰越金を3,292万9千円としております。

160・161ページ、歳出の主なものは、保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付費に4億8,218万1千円を、高額療養費では、一般被保険者高額療養費に7,679万1千円を計上しております。

164・165ページ、国民健康保険事業納付金の医療給付費分には、総額で1億628万3千円を、後期高齢者支援金等分には総額で3,467万1千円を、介護納付金には707万円をそれぞれ計上しております。

以上が国民健康保険特別会計予算の概要でございます。

議案第16号 令和4年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について

173ページ、歳入歳出予算の総額を8,992万7千円とし、前年度比445万7千円、5.2%の増としております。

180・181ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料に総額で5,968万4千円を、一般会計繰入金には、事務費及び保険基盤安定分を合わせ総額で2,992万6千円をそれぞれ計上しております。

184・185ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に8,665万1千円を計上しております。

以上が後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

続きまして、会議日程資料21ページをご覧ください。

議案第17号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算書189ページをご覧ください。

議案第18号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について

189ページ、歳入歳出予算の総額を2億9,765万9千円とし、前年度比713万6千円、2.3%の減となっております。

196・197ページ、歳入の主なものは、使用料に7,675万4千円を、一般会計繰入金に1億7,240万1千円をそれぞれ計上しております。

町債は建設利息償還債4,280万円をはじめ総額で4,850万円としております。

200・201ページ、歳出の主なものは、秋田湾・雄物川流域下水道事業費に、同事業負担金316万円を、下水道維持管理費に総額で8,048万8千円をそれぞれ計上しております。そのうち工事請負費のマンホールポンプ移設修繕工事1,321万1千円につきましては、令和5年度以降に実施予定の町道役場大道線の拡幅に伴うものでございます。

202・203ページ公営企業法適用化移行事業につきましては、法適用化移行支援業務委託料265万7千円を計上しております。

公債費は元金・利子を合わせ総額で2億1,129万円としております。

以上が公共下水道事業特別会計予算の概要であります。

議案第19号 令和4年度八郎潟町介護保険特別会計予算について

209ページ、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を9億3,618万9千円とし、前年度比1,966万5千円、2.1%の増としております。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、509万1千円と、前年度比58万6千円、13%の増としております。

216・217ページ、歳入の主なものは、保険料の第1号被保険者保険料に1億6,946万5千円を、国庫支出金の介護給付費負担金に1億5,124万6千円を、国庫補助金には総額で7,373万5千円をそれぞれ計上しております。

218・219ページ、支払基金交付金には総額で2億4,328万9千円を、県支出金の介護給付費負担金には1億3,410万6千円をそれぞれ計上しております。

220・221ページ、一般会計繰入金は、介護給付費繰入金1億975万円をはじめ

総額で1億4,179万4千円としております。

226・227ページ、歳出の主なものは、総務費の認定審査会共同設置負担金に30万5千円を計上しております。

228・229ページ、保険給付費、介護サービス等諸費には総額で7億7,760万4千円を、230・231ページ、介護予防サービス等諸費には総額で1,380万3千円を、高額介護サービス等諸費には総額で2,501万円を、232・233ページ、特定入所者介護サービス等費には総額で5,702万2千円をそれぞれ計上しております。

234・235ページ、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費には、総額で1,935万円を、238・239ページ、包括的支援予防事業・任意事業費には、総額で2,193万2千円をそれぞれ計上しております。

以上が介護保険特別会計予算の概要であります。

議案第20号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計予算について

257ページ、給水戸数を前年度比10戸減の2,600戸、年間総給水量を前年度比5,200立方メートルと見込んでおります。

276・277ページ、収益的収入の給水収益には、1億3,872万9千円を計上しております。

278・279ページ、収益的支出の主なものは、営業費用、原水及び浄水費の委託料に高度浄水処理設備保守点検業務委託料1,160万7千円を、280・281ページ、動力費に浄水場電気料1,320万円を、薬品費には531万3千円をそれぞれ計上しております。

282・283ページ、総係費、委託料の町村共同電算システム利用料152万6千円は、県内町村の電算システム共同化に係る利用料でございます。

284・285ページ、減価償却費では有形固定資産減価償却費として5,654万2千円を、営業外費用、支払利息には企業債利息473万円をそれぞれ計上しております。

286・287ページ、資本的収入は、企業債に1,730万円を、一般会計出資金に245万6千円を、国庫補助金に491万3千円をそれぞれ計上しております。

いずれにつきましても生活基盤施設耐震化等交付金事業に係る収入でございます。

資本的支出の主なものは、建設改良費、配水施設整備費の工事請負費に、送水管布設替工事費2,363万9千円を計上しており、法定耐用年数40年を経過し耐震性に劣る石綿管を、耐震性のある铸铁管に布設替えするものでございます。

企業債償還金には、3,452万2千円を計上しております。

以上が上水道特別会計予算の概要でございます。

以上の会計につきましては、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。  
( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 それでは、午前中に引き続き再開いたします。  
これより、議案に対する質疑を行います。  
始めに、日程第7、議案第2号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第10号)について、質疑を行います。質疑ある方は挙手をお願いします。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 5番 石井です。23ページの20款、4項、5目の過年度収入だけでも、多面的機能支払交付金返還金184万6千円、これどこの団体からどういう趣旨で戻ったお金かということをお教えてください。お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 これにつきましては、以前から申してました真坂地区、それから一日市地区から令和元年度への繰越金の返還金でございます。これにつきましては以前から両団体でも町の方針に従うということで、八郎潟広域環境保全会の方の通帳に入れておりましたけども、今般、そちらからこちらに振り込んでいただいたものでございます。以上でございます。

5番 石井清人 はい、分かりました。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 6番 京極です。補正予算書の48ページ、一番下のところの8款、2項、2目の除雪対策費の関連でお伺いしたいんですけども、こちらの予算では2,112万1千円となっておりますが、町長の行政報告の6ページ上段のところですが、除雪の予算額3,839万5千円となっているのですが、この金額の説明をお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤建設課長。

建設課長 加藤恒貴 ただ今のご質問にお答えいたします。2項、2目の除雪対策費の他に、次のページの3目、社会資本整備総合交付金事業の中にも除雪委託料というのがございます。その両方を合算した金額となっております。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。39ページの2項、18です。保育士・幼稚園教諭等処遇改善特例事業費補助金、これ多分おそらく令和2年2月、3月位のもの指しているのかなと思うんですけども、これ大体3%位のものだったという風に理解してるんですけども、これの説明をちょっとお願いしたいのと、これに対する歳入の受けというものはあるのか、というところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、一ノ関福祉課長。

福祉課長 一ノ関一人 保育士・幼稚園教諭等処遇改善事業の件だと思いますけれども、これについてまず56万円の追加をしております。これについては保育施設に勤務する保育士の給料を引き上げるためのものがございます。それで国の方の方針といたしまして、約9千円程度引き上げしてもらいたいということで、国の方からも全額補助としてこれが入ってきます。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 いいですか。はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 すいません。今、歳入の受けはちょっとどこにあるのかというのをお伺いしたいのが、ちょっとまずじゃあ対象者の人数も分かっていたら教えていただきたいのですが。

議長 伊藤秋雄 一ノ関福祉課長。

福祉課長 一ノ関一人 歳入としては14款、2項、2目、2節の保育士等処遇改善臨時特例交付金55万9千円で、対象保育士等は31名となっております。

2番 小柳 聡 はい、有難うございます。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第2号についての質疑を終わります。次に日程第8、議案第3号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第3号についての質疑を終わります。次に日程第9、議案第4号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第4号についての質疑を終わります。次に日程第10、議案第5号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第5号についての質疑を終わります。

次に日程第11、議案第6号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第6号についての質疑を終わります。  
次に日程第12、議案第7号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第7号についての質疑を終わります。  
次に日程第13、議案第8号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第8号についての質疑を終わります。  
次に日程第14、議案第9号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第9号についての質疑を終わります。  
次に日程第15、議案第10号 八郎潟町中小企業振興融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第10号についての質疑を終わります。  
次に日程第16、議案第11号 八郎潟町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 提案理由でこの消防庁長官通知を踏まえということで、処遇改善を図る必要があるという文面があるんですけども、これはおよそ60%位上がっていると認識してるんですけども、その報酬額に関してそういった免疫があったものかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳町民課長。

町民課長 小柳鉄秀 ただ今のご質問にお答えいたします。これにつきましては今言いましたとおり消防庁長官通知に額の方が明記されております。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第11号についての質疑を終わります。  
次に日程第17、議案第12号 八郎潟町環境基本計画の策定について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第12号についての質疑を終わります。  
次に日程第18、議案第13号 八郎湖周辺清掃事務組合規約の一部変更について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第13号についての質疑を終わります。  
次に日程第19、議案第14号 令和4年度八郎潟町一般会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 この一般会計予算資料の4ページの中の、扶助費についてお伺いします。扶助費の中にこの措置費は入っているのかというのが第1点、もし入っているとすればこの適用される法というのが5本ある訳なんです、その5本ごとにこれ人数の把握出来ているの

であれば委員会までにそれを教えて欲しいと思います。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 扶助費の中に何と？もう一度すみません。

1番 加藤千代美 扶助費について措置費が入っているか、含まれているか。

総務課長 村井健一 すいません、ちょっと後でお答えする形でいいですか。

1番 加藤千代美 はい。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第14号についての質疑を終わります。  
次に日程第20、議案第15号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第15号についての質疑を終わります。  
次に日程第21、議案第16号 令和4年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第16号についての質疑を終わります。  
次に日程第22、議案第17号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第17号についての質疑を終わります。  
次に日程第23、議案第18号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第18号についての質疑を終わります。  
次に日程第24、議案第19号 令和4年度八郎潟町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第19号についての質疑を終わります。  
次に日程第25、議案第20号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第20号についての質疑を終わります。  
次に日程第26、予算特別委員会の設置について、を議題といたします。  
委員会条例第5条第1項の規定により、予算特別委員会を設置し、令和4年度当初予算関係の審査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認め、予算特別委員会を設置することに決定いたします。  
次に予算特別委員会の定数は、委員会条例第5条第2項の規定により11名とし、委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、私を除く議席番号1から11番までの皆さんを委員に指名したいのですが、これにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認め、予算特別委員会の定数は11名に決定いたしました。  
議席番号1から11番まで、皆さんを予算特別委員会の委員に決定いたします。  
また、提出された議案につきましては、議事日程の記載のとおり諸般の各委員会に付

託したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認め、諸般の委員会に付託することにいたします。  
次に、発議第1号、ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議について、を日程に追加いたします。ただちに議題とすることにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議ないものと認めます。  
追加日程第1、発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議について、を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。3番 伊藤敦朗君。

3番 伊藤敦朗 それでは私から提案理由を述べさせていただきます。  
提案理由 ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に強く抗議し、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求めるとともに、政府においては、国際社会と連携し、情報収集に努め、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くすよう求める必要があることから、本発議を提案するものであります。  
よろしく願いいたします。

議長 伊藤秋雄 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
はい、10番 村井剛君。

10番 村井剛 ちょっと休憩してくれませんか。

議長 伊藤秋雄 暫時休憩いたします。  
( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 再開いたします。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。お諮りいたします。  
本案の審査については委員会付託を省略し、討論省略の上採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、採決いたします。  
発議第1号について原案通り決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって発議第1号の決議は可決されました。  
事務局長から常任委員会室を報告させていただきます。

事務局長 相澤重則 第一委員会室で教育民生常任委員会、第二委員会室で総務産業常任委員会を開催していただきます。

議長 伊藤秋雄 これより、常任委員会を開いていただきます。  
明日は午前10時より、本会議を開きます。  
本日の会議はこれをもって散会いたします。  
どうもご苦労様でした。

( 閉会 午後1時55分 )

# 令和4年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第2日目 令和4年3月8日(火)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は、11名であります。  
なお、3番 伊藤敦朗君から欠席の届けがありました。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。  
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長各課長、会計管理者であります。  
日程第1、これより一般質問を行います。はじめに9番 金一義君の一般質問を行います。9番 金一義君。
- 9番 金 一義 おはようございます。ただ今より一般質問をさせていただきます。  
新型コロナウイルス禍により、町主催の多くの事業等が取り止めとなり非常に残念に思ったものです。また早く収束することを念じております。  
今回、令和4年度の予算も計上され、新年度も進もうとしている今日この頃ですが、第6次総合計画も終盤に近付きある今日、人と地域が輝く心豊かな協働のまちづくりにつき、地域というのは自然と人間の関係、人間同士の関係が一定の空間で総合的に結合した存在であると言えます。  
今日このような事柄を念頭において、以下の質問をさせていただきます。  
入札と言えば談合という言葉が連想されます。最近では北海道から沖縄まで町長による官製談合あったことが、新聞に報道されております。  
また、本県でも鹿角市前市長による官製談合が大きく報道されております。本町においては、談合といった事実はないと信じてますが、入札の適正化と透明性を確保することが必要であります。  
質問1つ目に入ります。本町の契約のありかたについて、ご質問させていただきます。  
一つ目、本町の契約の全部について契約の方法は指名競争入札となっております。  
地方自治法第234条では、請負その他の契約は、一般競争入札・指名競争入札・随意契約の方法により締結すべきことを、指名競争入札・随意契約は政令で定める場合に該当するときに限ると規定されております。  
そして施行令ではその性質または目的が一般競争入札に適しないとか、一般競争入札にすることが不利である時などに限定されております。  
つまり、一般競争入札が原則で指名競争入札は例外であると理解しておりますが、町長は地方自治法第234条及び地方自治法施行令第167条の規定を、どのように理解し解釈しておりますか、所見をお伺いします。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えします。  
請負等の契約は地方自治法第234条第2項の規定により、本来は一般競争入札が原則であり、また、同施行令第167条は指名競争入札でも出来る場合について規定しているものと理解をしております。
- 9番 金 一義 今、答弁ございましたけども、もう少し詳しく本町の指名競争入札にした経緯をお願いします。
- 議長 伊藤秋雄 はい、村井総務課長。
- 総務課長 村井健一 ただ今のご質問にお答えいたします。次の質問でもちょっと触れておりましたけども、本来一般競争入札が原則であります。これは地方自治法に規定されているとおりでございます。  
しかしながら、全国各地で指名競争入札で公共工事が発注されてきておった時代が長く続いておりました。  
議員言われますとおり、平成に入ってから各地での談合問題がありまして、一般競争入札本来の原則であります一般競争入札に切り替えている自治体も出てきております。  
ただ本町としましては、未だに一般競争入札を導入していないというのが実態でございます。
- 9番 金 一義 今の答弁だと流れに沿らないということですかそうすると、要するにその234条の

法律に従わないで、167条ですかそれに沿ってまずやっているということで、見るとまず全部そのものがもう昨年度の契約も全部指名競争入札なんですよ。

だからそこら辺を一般競争入札に変えていくという方向があるのかなのか、それともう一つ、一般競争入札にすると何か弊害が出るのか、そこら辺をお願いします。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 県内の多くの自治体でも導入あるいは施行定義に実施している自治体も結構増えてきております。本町におかれましては、先程申したとおり施行実施もまだしていない段階でございますけども、今、インターネットによる一般競争入札がほとんど施行されてございます。

それらに切り替えるとすれば、そのインシヤルコスト、あとランニングコスト含めまして整備する必要が出てくるかと思えます。

あと一般競争入札にすると、不都合というのは特にございませんが、一般的に言われる誰でも入札に参加出来て、一般競争入札のデメリットとされてますその施行能力が衰える業者が入札に参加するとか、そういう懸念は確かにございます。以上です。

9番 金 一義 何かお金が掛るみたいなお話もしたんですけども、結局ここにありますように一般競争入札は広告によって不特定多数のものを誘引して、入札により申し込みをさせる方法により、競争を行わせその申し込みの内、地方公共団体によって最も優位な状況を持って申し込みした者を選定して、その者と契約を締結する方法だということがあります。

結局、要するに課長おっしゃったのもあれけども、指名競争入札なると業者がもう特定してるんじゃないですかこれ見ますと、昨年度の落札のものを私持ってますけどもほとんど同じ業者が代わり替わりになってるような感覚なんですよ。

だから結局、一般指名競争入札の違いということは、お宅方が仕事が煩雑なるというようなことの答弁もあったようだけども、そういうことでは我々町民の税金が果たして有効に使われてるのかどうか、そこら辺を精査しているのかどうかも併せてお伺いします。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 金さん、これ実を言えば大部前に金さん質問されておると思えます。数年前に一般競争入札に関して。

9番 金 一義 けどもまた同じようなこと繰り返してるから、それで私今再度やっているところで。

町長 畠山菊夫 それで実を言えば、その後で検討したんです。当時の副町長、そして私と担当の課の職員とちょっと検討して、公共団体のちょっと読みます。

公共団体が公費を使う契約をする場合は、公正機会均等経済的でなければならず、その理念を最も反映する方法は一般競争入札であると定めております。

これが地方自治法第234条、ただ誰でも参加出来る一般競争入札には、手続きに手間と手間が係る、またちゃんと契約を履行出来ない会社や意図的に町の業務を妨害しようとする者が入り込む余地があると、こういうデメリットもあることが謳われております。

そこで、地自法でも指名競争入札とか更に完全な随意契約による方法も認めて、一般競争のデメリットを回避することが出来るようにしている指名競争入札では、入札参加者数のある程度確保することが出来る、最近各地で起きている入札不調の実態を回避出来るメリットもあると謳っております。

今、課長ちょっと金さんの2問目も言っちゃいましたけども、結局どの契約方法にも一長一短がある中で、一般競争入札を行う時には、その金さんが先程言いました167条、この規定も用意されているということでございます。

9番 金一 義 そうすれば関連して、うちの方の予定価格の備品と一般工事のどういう形で決定されているのか、そこら辺簡潔をお願いします。

町長 畠山菊夫 予定価格につきましては、設計価格と同額としておりますので、入札方法による違いはございません。

9番 金 一義 設定価格というのと？

町長 畠山菊夫 設計価格。

9番 金 一義 備品の場合は？

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 今、町長が申したのは請負等の工事、委託関係についてでございます。  
備品に関しては、そもそもその粗悪な工事ですとか、劣悪な設計内容だとかそういうことはございません。  
備品を仕様書に則って納入してもらうことから、適正な町で抱えている予定の設計金額よりいくらか下げて予定価格を設定しております。

9番 金 一義 町で抱えている価格がある訳ですか？ そういうのは何処から仕入れてきます。

総務課長 村井健一 備品購入に関しましても支出負担行為、事務的な流れで行きますと支出負担行為しなければいけません。それをする際には当初、今回のその案件で購入すべき物品について色んなところから見積取りまして、適正な価格を予定支出負担行為として、それが一番最初のスタートの金額となります。

9番 金 一義 じゃあその見積価格をいただくのは、指名競争入札の方々からいただく訳ですか。

総務課長 村井健一 今回、新庁舎関係に関しましてはそれらの違う業者、今回指名していない業者からいただいて検討しております。

9番 金 一義 何と言う、そうすると指名されていない業者というのは、県外かメーカーさんかそういう形になる訳ですか、そこら辺。

総務課長 村井健一 今、議員が言われる指名されている業者というのは、町に指名入札参加願いを出してる業者のことを言ってるのでしょうか。  
そうであれば入札参加資格2年に一度、町の方に入札参加資格願を出している業者の中から参考見積をいただきまして、今回、私今さっき言ったのは今回その案件に関しての入札に参加する業者、それにはその見積をいただいた業者を入れておりません、と言う話です。

9番 金 一義 そうすると参加資格業者とありますけども、その資格でちょっとお伺いしますけども勿論、県の1級・2級とか格付けあるんですけども、我が町では土木関係とかそういう形の格付け業者というのは、A級は何件、B級は何件、C級は何件ってありますか。  
で備品購入の場合の格付けはどういう形で、ただ申し込めばOKなのか、そこら辺がどういう形で町当局が決めているのか、そこら辺をお知らせください。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 格付けに関しては、町内であれば一般土木のみです。一般土木のみ格付けをしております。それには業者、町内の一般土木6社が格付けで一般土木に登録されております。  
格付けは一般土木だけなんですけど、建築もAとBに分けております。建築のA級が7社ございます。  
入札参加願を提出されますと、入札参加審査会を2年に一度開催して色々な評価点を換算しながら、当町の入札参加資格業者として登録しております。

9番 金 一義 今答弁いただきましたA級の場合、町の事業は金額としていくらまで、B級はいくらと決まっておると思うけど、そこら辺教えてください。

総務課長 村井健一 金額を設定してますのは、一般土木のみでございますA級の金額の区分は無し、B級は800万円以下、その他130万円未満となっております。以上です。

9番 金 一義 有難うさん。次にお伺いしますけども何故こういうことを、先程、町長もおっしゃった2回もというような話だけでも、これ見るとさっきも言ったように全部ですね指名で、辞退された業者がおっても1社でも落札はある訳ですねまずね、そこら辺が非常にこう

不可解な感じであるんですけども、それで次の質問に入りますけども、だぶるようで申し訳ないですけども、施行令第167条では指名競争入札出来る場合を3項目にわたって示しております。

町長は第何号に該当するとして、指名競争入札にしておられるのかその根拠を、だぶるようで申し訳ないけども。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほど、総務課長ちょっと話しましたが、請負等の契約については先ほどもお答えしたとおり、一般競争入札が原則でございます。  
不良・不適格業者を排除し質の高い工事が確保できることや、地元業者の受注機会の確保に配慮することができる指名競争入札が長らく運用上の基本として、全国のほとんどの公共工事で採用されてきました。  
しかし、平成に入ってからゼネコン汚職問題が全国で相次いだことで、一般競争入札に改める動きが広がっております。  
本町では現在、建設工事等指名競争入札事務取扱要領に則り、指名競争入札による入札を実施しております。

9番 金 一義 質問がだぶって申し訳ないです。先ほども話したんですけども、結局この指名競争入札の弊害があるということで聞いているんですけども、結局、辞退者が非常にあっても再入札しないと、そのまま執行するようですけども、そこら辺がちょっとこちらにすれば再入札できないものかどうか、ということにしてる訳ですけどもそこら辺。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 指名競争入札、通常5社位が一般的に指名して入札してる訳ですが、最近応札業者がないというのでも確かでございます。議員言われますように入札当日、辞退届けが相次いで1社のみ参加というのでも確かにございました。  
ただ色々規定を調べていきますと、指名通知を出す段階で1社での入札の場合、中止するという明記がない限りは、1社でも入札するべきだというような規定がございまして、指名した段階では皆さんが辞退するということは想定してないことでしたので、1社による入札を執行したという形でございます。

9番 金 一義 結局、この入札なのかどうか分かりませんが、9月29日に行われました入札では、請負比率が100というのがある訳ですよ。だからこれには7社が入って辞退が1社なんだけども、結局こういうことがね入札として取り扱われるのかどうか、予定価格がどうなのか町当局として、どういう考えで再入札しないで7社位があって比率が100というこの数字がね非常にこう何か異常だなど、そこら辺が町当局の気の緩みかなと思ったりしているんですけども、そこら辺はどういう考えですか。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 その入札に関しては、おそらく国の臨時特別交付金、これに対応した事業だと思います。それでたまたま公共施設のトイレ、予算執行もありますのでそれに4・5箇所ありました。  
そこに地元の業者に発注した結果、1つが100%で落札したという事実はございます。ただ、金さん私も長くやっけていて、実は1社でやったことは結構あります。  
何故かと言うと、災害時がやはり業者こうなかなか応札に参加してくれませんが、議員の皆さんもお分かりのとおり、繰越してやった事業もございます。  
そういう関係もありまして、おそらく指名だから逆に1社でも集まっていたいただいたのかなとも思っております。  
そういうこともありますので、一長一短これでございます。

9番 金 一義 結局、我々一般町民からするとね、こういう落札価格だとやっぱり異常に思う訳ですよ。100円のもの100円とったんだと、簡単に言うとそういうことでしょう。  
それが7社も入札に入ってから結局ここら辺で談合が動いてるんじゃないかと、まずですよ。これ私個人の感覚なんですけど、そういう感覚がやっぱり一般の町民方にはある訳ですよ。  
だから非常にそういうことがあっていいのかどうか、さっき町長の答弁の中にもあるけども、そういうことがいろんな事情が加味されておるでしょうけども、やっぱり10

0ということがそうするともう指名入札でなくて、お宅これでやってくださいとそういう形と同じことなんですよ。  
さっきから課長も仕事が煩雑でどうのこうのとおっしゃってるけども、結局こういうことがまだ見ればね、そういう感じで出てきてるんですよ。たまたままずこの例を挙げましたけども、そこら辺もうちょっと入札だったらやっぱり入札らしく、ある程度と思って、副町長どうですか。

議長 伊藤秋雄 副町長さん、指名されました。

副町長 千田清 何について？

9番 金 一義 今の100に対する感覚よ、入札100に対する。

副町長 千田清 100%ということはまあ決してあり得ない訳ではございませんけど、やはりまずそこら辺、設計なりそういうものを吟味したいと思います。以上です。

9番 金 一義 はい、じゃあ次移りまして3番はさっき予定価格言ったので、4番のベンダーロックに対する考え方をお伺いします。

と言うのはこの入札書を見ますと、結局11月22日の契約日が11月30、入札月日が27ですけども、防災システム移設業務委託、これなんかはもう完全に業者さんが1個なんですね、だからまずこのベンダーロックに対する町の考えをください。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 ベンダーロックインとは、システム提供元の特定ベンダーのサービスやシステムを採用した際、他のベンダーへの乗り換えが困難になる状況のことです。

本町の各業務のシステムは「秋田県町村電算システム共同事業組合」を通じて共同調達しております。

また、機器の調達につきましては、ベンダーにこだわらず仕様を満たすものを選定する調達としており、ベンダーロックインとならないよう選定を行っております。

例えば、職員が使用するパソコン等の調達については、ワープロや表計算ソフトなどの動作保証が確認されれば、機器のメーカーは問わないため、幅広い選択が可能となります。

今後もコスト縮減や業務の効率化など進めながらベンダーロックイン対策には努めて参りたいと思います。

9番 金 一義 結局ベンダーロックインというのは、町長も説明したけども当初導入した企業以外の業者がシステムの改修やメンテナンスを行うことが難しくなる状態のことを、ベンダーロックと言われております。

そのためにはシステムの構築や運用を特定の企業に依存すると、企業間の自由な競争が損なわれ、価格の高止まりや品質の低下を招きかねないと指摘されております。

そういうことで先程話しました10月27日、それから11月25日ここら辺は完全にベンダーロックの形なんですね。

結局、価格は高止まりしていますし、職員のパソコンとか云々とありますが、こういうのは業者というのはもう一回収めた業者でないと、他の業者は来ないということでしょう。そこら辺。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 お答えいたします。今、議員言われましたその11月執行の入札に関しては、やはりシステム、当初入札で指名落札して収めた業者がそのまま移設作業に携わったというところでございます。

これが仮にもう一回他の業者と仮に入札数社を仮に指名してやるかどうかとなれば、どれもやらないと思います。

結局、今議員が言うように収めた業者がそれらを実際やっていくのが今の現状となっております。

9番 金 一義 そうすると結論は、これは随契ということですか。指名競争入札でなくて随契の発注に入るんですか。

総務課長 村井健一 その通りです。随契です。

9番 金 一義 随契？随契とは書いてないけどな。  
本当まず何回も同じようなことなんですけども、水道関係もほとんど指名競争入札なんだけども、これなんかも業者数がちょっとあれでそれと後、新年度予算で現庁舎解体工事が2億何某の金額ありますが、これはどういう形で入札されるんでしょうか。それも一つだけ。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 現庁舎の解体工事につきましては、今のところ指名競争入札で入札を予定しております。

9番 金 一義 何社位ですか。

総務課長 村井健一 金額が2億を超えておりますので、おそらく15社程度になるかと思えます。

9番 金 一義 それも15社を超えても一般じゃなくて、指名してるということですか。その15社の選定はどのような形で選定されますか？

総務課長 村井健一 この規模の解体工事は、建築一般の免許のある業者指名となります。なので、入札参加資格のある県内の業者を選定して指名することにしております。

9番 金 一義 そうするとまず県内業者ということによろしいですね、はい分かりました。  
じゃあ次の方に入らせていただきます。質問2つ目として八郎潟町都市計画路線の道路の実現についてご質問します。  
1つ目として、マスタープランにもありますように、都市計画を抜本的に見直すことが必要とありますが、一日市大火後の町づくりとして、昭和27年5月に都市計画道路の計画決定がなされたと聞いております。  
くしくも今年で70年になります。隣町の五城目は都市計画道路の整備が進んでいるのに、本町では未だに着手もしてないのは何故か。  
また、平成2年3月に都市計画街路の見直しを実施しておりますが、その時の費用はいか程でしたかをお知らせください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 都市計画道路に着手していない理由としては、全ての路線において用地の確保と家屋移転補償が必要となり、巨額の事業費を要することもあり、限られた財源の中では一般の道路整備が優先されたことから、事業着手に踏み込めないというのが実情でございます。  
本町の都市計画道路網見直しにつきましては、昭和63年に着手しております。同年都市計画道路網見直し業務委託を行っており、その費用は432万円でした。

9番 金 一義 今話しされましたけども、基本計画を持っている訳ですけども、これを進める場合に狭隘道路の拡張のためには、土地買収云々とありますけども、もう一度町長に聞きますけどもその辺の考えは、それだけで逃げてるんじゃないで、実際の今後のねこの後の計画として、まず今どのような形で考えてるんですかそこら辺。

町長 畠山菊夫 先程も言いましたとおり、あの計画全てを網羅してやるとなれば、巨額の資金がもう要することになりますので、今の段階では現実的とは私は思いません。  
拡幅してる道路もございますけども、今の現状を見ながら進めて行くのがベターじゃないかとは思っております。

9番 金 一義 うちの方では12路線云々とあるんですけども、そこら辺が12路線の位置付けが今後やるとすれば、どこら辺から手を付けて行こうと考えてますか。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤建設課長。

建設課長 加藤恒貴 ご質問にお答えいたします。金議員のこの後のご質問の内容にも出てくる訳ですが昭和27年度の都市計画決定から、昭和60年に都市計画区域が拡大されてございます

れに合わせまして昭和62年の町の基本構想の中で基本的な骨格を作る街路計画ということで検討するというので、平成2年の都市計画道路の決定に至っております。

その際に、高速道路もあった日本海沿岸東北自動車道の計画も立ち上がりまして、町では都市計画を進める際にアクセス道路と、それから商店街から国道に抜ける道路ということで、都市計画道路を計画した経緯がございます。

結果的には路線協議が整わないということで、現在の形になってございましたが元々国道を横断するという東西の連絡を繋ぐということで、進めてきた計画でございます。

9番 金 一義 12路線の計画道路路線名は私持ってます。その中で一等小路というのがある訳ですけども、その種別つけてあるのね、それから記号まであるんですけども、この幅員としての例えば愛宕線、下川原ですけどもこれは幅員が8mです。延長が297mということ で書類があります。

だからそこら辺でさっきからお金掛かるとか掛らないとかってあるんですけども、 そうすると見直しというのは今度あるのかどうか、この策定されたものからまた見直し して順番が決めていくのかどうか、そこら辺教えてください。

建設課長 加藤恒貴 ご質問にお答えいたします。見直しは必要だと感じてございます。議員言われると おり現状にそぐわない形の街路が多々ございますので、実態を踏まえた上で早急に進め ていかなければいけないと感じております。

9番 金 一義 見直しあるとすればそれはその時でしょうけど、一番最初はどこら辺から手を付けた らいかと、町当局は考えておりますか。

建設課長 加藤恒貴 ご質問にお答えいたします。都市計画事業としての着手の是非につきましては、こ れは見直し全ての路線の見直しを行った上で、事業着手が可能なところから計画を定め ていかなければいけないと考えております。

9番 金 一義 要するにこの通り今年のような大雪の場合は、狭隘な幅員が8m道路みたいなところ は、やっぱり車走ると大変なんですね、除雪のあれもあるし、交差も出来ないと思うので そこら辺がやっぱり優先的に都市計画の一つの基盤になるかと思えます。

次2つ目ですけども、町長が進める一日市商店街の活性化における、一日市商店街の 道路の路線名は何とするかまた、道路の計画幅員と現道の幅員の考えはあるのかどうか さらに、この事業に着手した場合の総事業費は、いかほどになるのかをお知らせくださ い。この事業はまた実現可能かどうかもお示しいただければ有難いです。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 路線名は大町線としております。路線延長が1,020m、計画幅員は20mとして位 置付けられております。幅員構成ですが、車道幅員が片側1車線で6.5m、路側帯が両 側に2.25mずつとし、歩道が両側に4.5mとして計画されております。

現道幅員は14.5mとなっております、計画幅員については道路構造令に基づいて計画 されたものとなっております。

また、着手時期につきましては、事業の是非を見定める必要があり、未定としておりま す。事業費につきましては、平成25年の試算では、用地と家屋移転補償に39億5千万 円で工事・測量試験に2億5千万円、合計の概算事業費は42億円と試算しております。

先に答弁したように、事業には巨額を投じることになるため、現在、計画の着手につ きましては考えておりませんが、議員言われる通り長期未着手の都市計画街路が全国的 にも課題として残っております。

また、秋田県でも長期未着手街路の解消のため、実現可能な計画への見直しを策定す るよう求められており、町としても的確な都市計画立案が肝要ではないかとも思っており ます。

9番 金 一義 要するに県との打ち合わせとかってというのはあるんですか、そこら辺。

議長 伊藤秋雄 加藤建設課長。

建設課長 加藤恒貴 お答えいたします。都市計画見直しにつきましても、県との打ち合わせはございま す。会議もございます。

9番 金 一義 そういった場合、我が町の話というのは県のどなたにかお話ししているのか、ただ会

議に参加して聞いて帰ってくるのか、そこら辺の考え方がどうなってるのかちょっと。

建設課長 加藤恒貴 お答えいたします。今年度、この会議はまだ開催されておられません。以前、長期未着手ということで、県の方で全県市町村集めまして問題提起いたしまして、その課題等を抽出した上で検討を重ねたという会議はございました。

9 番 金 一義 そうすると県との詳しい接触というのはないということですかそこら辺。

建設課長 加藤恒貴 課題を抽出した上で各市町村の事情を踏まえて、個々で個別に打合せをしたこともございます。

9 番 金 一義 要するに県も町がやる気あるかないかということもあるでしょうし、そこら辺の話方もあると思う訳ですよ。

本当にやる気であれば、それなりの回答が出てくるかと思えます。今の話だとほとんど回答のない答弁ですので、まずやるやらないじゃなくても、今現実としてはちょっと無理だというような考え方の答弁なんですよ。

だからやっぱりやろうとすれば、それなりの勿論お金もあるでしょうけども、県としても補助的なものというのが出てくる訳で、例えば、都市計画こういうのがあってこうなんだけどここだけはどうしても、今は町長が商店街活性化ということで盛んに叫ばれておりますので、例えばですよ大町線の半分位でもいいし、取り敢えずこうなんだとそういうことを県に訴えてるかどうかということを知っている訳です。

建設課長 加藤恒貴 個々の実情につきましては、中々個別にお話したことはございませんが、いずれ計画が本当に実現出来る適正なものかどうかというのは、県の方でも検討していかなければならないということで、そういった形でこの後、見直しにつきましては考えていかなければならないとは思っております。

9 番 金 一義 答弁聞くと何か引っ込み思案な形で、要するに町としての都市計画、町の再開発みたいな感じで考えて、そういうの作っているんですけども、町長の公約にもある商店街活性化云々とまずありますよね。

だからやっぱりそういうのを県なり国なりに訴えて、その進め方をどうするかということ、やっぱり勿論お金の問題もあるでしょうし、だからそこら辺のシステムがどうなってるのかということをお聞きしてることで、今の課長の話だと何ら県との突っ込んだお話しそこら辺が見えてこない訳ですよ。

だから実際これからのスケジュール出来てこないんじゃないかなと、例えば5年後にこういう形になるよ、3年後にこここうだよというスキムがないような感じなんで、何でも同じような質問してる訳ですけども、そこら辺もう一回お願いします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 県との打ち合わせについては、私個人的にも今一番重要なのは、高速道路とのアクセス、これをどうするかということで長年に亘って県と協議を重ねて来ました。

やっとテーブルに付いたのが平成25年だったのかなその頃、毎年お願いしてあったんですけども、ようやくテーブルに付いていただきまして、それでJRと3者で県とJR・町との3者で協議を重ねた、それがやはり私にとっては一番重要な路線と認識してそういうことは県にはお願いして参りました。

一日市商店街の拡幅、これは今現実的ではないと思う、金さんもご承知の通りだと思います。その通り行くとすると先程言いました通り、巨額の巨費が掛ります。

道路に関しては拡幅はして来ましたが、新道の建設はほとんど行ってはおりません。それは町の財政も考えながらやって来た事業でございますけども、本当に困っている所であれば、これから計画を立てて早くやっていかなければとは思っております。

県とのやり取りは中々、勿論商店街は県道でございますので、県は中々手を付けられないと思います。

9 番 金 一義 時間も押して来ましたので次の方に入らせていただきます。

先程からありました整備がなされないため、道路の沿道では建設制限がかかると聞いております。

RC構造の建設が制限されていることによって、銀行の移転等、商店街の空洞化進むことについて、町長はどのように捉えているか。

また、道路整備が進まない住宅密集地、特に中嶋地区をこのまま放置しておくのかも

併せてお聞かせください。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 議員が言われるように、都市計画決定された区域には建築制限がかかっております。事業化された場合、比較的容易に家屋移転が出来るように、鉄筋コンクリート造での建築物を新築や建替えにする際、計画ラインの外側までセットバックして建築するようにさせるための制限であります。商店街の建築制限による空洞化への影響は、些少ではないかと捉えております。また、都市計画街路につきましては、実現可能な計画に近づけるため適性な見直しをしていかなければならないと思っております。課題となっている袋小路の解消や、避難道路の整備につきましても、他事業による整備計画を立てるなど、よりよい道路整備をしていく必要があるのではと思います。大雪時の道路幅員確保につきましては、都市計画道路のような車道幅員を持つ道路が理想ですが、現在の町道での除雪対応としては、道路除雪と拡幅除雪の一体作業が有効と捉えており、その体制づくりも急務ではないかと思っております。

9番 金 一義 何度も言うようですが、結局、我が町の活性化云々ということで、こういうのを捉えて私話してます。先程から話しております狭隘路線ありますよね、じゃあ今回の予算にある中嶋というのは、どこら辺を指しているんですか、道路改良ということではなかったかな。

議長 伊藤秋雄 加藤建設課長。

建設課長 加藤恒貴 場所といいますか、11区、12区の辺りでして、大黒屋さんを過ぎて行ってまっすぐ行けて、それから32区に向かう道路にぶつかる路線のことでございます。

9番 金 一義 そうすると関連してお伺いしますけれども、その場合は用地買収とか拡幅はそれなりに確保できる路線なんですか。

建設課長 加藤恒貴 現道の側溝改良と舗装改良ということで、拡幅という規模ではないです。

9番 金 一義 延長何百m?

建設課長 加藤恒貴 すいません、詳しい数字はないんですけども、400m位だと思っております。

9番 金 一義 まず特に住宅密集地を町の方で指定してる区域が、どこを指して言っているのかそこら辺把握していらっしゃるでしょうか。と言うのは結局防災的な面でもあるので、冬期間の場合は今、町長の答弁で除雪云々とあったけども、そういう時に消防車がスムーズに入っていける路線というのは、やっぱり途中で確保しておかないと、中々厳しい面が出てくるのでないかと、それでそういう形で選択肢も必要でないかと、全体でなくてやっぱり公共路線はどうしても確保しておかないとだめなんだと、というような計画設計を立てながら都市計画をしていかないとだめじゃないかと思うんですけども、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

建設課長 加藤恒貴 確かに議員おっしゃられる通りだと思います。都市計画事業に限らずそういった狭隘道路、事案道路につきましては、適宜、待避所みたいな形でそういったことも考えて実行していかなければと考えております。

9番 金 一義 結局何度も言うようですが、そういう場所を町当局が冬期間やっぱり見に行き歩いて把握してるのかどうか、要するに苦情くる前に町がこの部分はこうなっていると頭に入ってるのかどうか、現状とやっぱりいざ降雪の時とは違うと思う訳ですよ。だからそこら辺の町の把握状態はどうなってますか。

建設課長 加藤恒貴 確かに言われる通りだと思います。それで確認につきましては適宜行っておりますが、やはり今年の場合はあちこちでそういった状態になってございます。降雪状況を見ながらオペレーターからの情報提供、あるいは職員のパトロール等により現地確認をするようにしております。

9番 金 一義 じゃあ口説いようですけども、現地確認されたその場所は何か所位ありました。

- 建設課長 加藤恒貴 個所数につきましてはちょっと把握しておりませんが、大体、特に状態の悪そうな所はパトロール等により把握しておりますが、個所数までは把握してございません。
- 9番 金 一義 そこら辺をきちっと確認されて、やっぱり町長や上の方に適時上げていかないと、中々上の方も把握しきれない部分があると思います。  
それで町長にちょっと最後に一つお伺いします。袋小路解消とあるんですけども、その目途はついているのですか、袋小路。
- 町長 畠山菊夫 ちょっと中座しますけども、私中々出来なかった中嶋の道路、これ拡幅してきました。浦大町も計画にありましたので、下町やりました。小池の場合は町内会の皆さんとも相談しながら、拡幅ということでもやりました。  
そういう町内会からの要望についても、今後とも随時やっていきたいと思っております。それで今、金さんがおっしゃいました31区の袋小路、これについては中々対応はしてございません。  
とすることでご理解をいただきたいと思っております。
- 9番 金 一義 はい、分かりました。出来るだけお願いします。  
長い間、どうも有難うございました。
- 議長 伊藤秋雄 これにて、9番 金一義君の一般質問を終わります。  
次に、2番 小柳聡君の一般質問を行います。2番 小柳聡君。
- 2番 小柳 聡 2番の小柳です。本日の一般質問が節目の20回目の一般質問となります。  
世界では今、話し合いでは理に沿わない形になるならば、武力で侵略するという国際秩序の根幹を揺るがす事態が起きております。  
昨日の本会議でも八郎潟町議会としても決議をいたしました。ロシアによるウクライナ侵略に対し、末端の地方議員という立場でありますけども、私も非難いたします。  
私は町当局の皆さんと対話という議論を重ねて、これまでのより良い町づくりに繋がるように活動してきましたが、今回の件で民主主義とは何かと問われているように感じました。  
私自身は今後も今までと同様に対話という議論を重ねながら、建設的に町を前進できるように謙遜することを、ここに改めて誓いたいと思っております。  
さて、町営住宅イノベーションを、という大袈裟なタイトルを付けましたけども、町営住宅に関しては空き家が埋まらない状況が、ここ数年続いているということは皆さんも課題として認識していることと思っております。  
2月1日時点のホームページで確認したところ、23戸の募集をしておりました。募集をしているにも関わらず需要と供給のバランスが、現状ではミスマッチが起きていると言わざるを得ません。  
もちろんこの問題の背景には若者の流出や人口減少社会の影響なども要因として考えられます。昨年同時期の2月広報では16戸の募集をしておりましたので、昨年よりも状況が悪化しているという事実をまず一つの課題と認識していただきたいと思っております。  
ここで住環境という視点で当町が抱える課題を、もう一つ共有しておきたいと思っております。それは宿泊施設がこの町から無くなってしまったという点です。  
これは私が幼少時代から把握してるだけでも、5つぐらい宿泊施設がありましたけども、これがゼロになったということです。  
もちろんそこにも需要の減少というキーワードはあろうかと思いますが、理由を探ればもう少し他の理由があることも分かりました。  
町に宿泊施設がないことで考えられるデメリットはたくさんありますが、観光の視点を一つとっても通過点にはなってもゴール地点になり得ません。  
ビジネス利用の需要を含め一泊二日の日程を仮定して考えていただけると分かりやすいと思うのですが、例えば、目当ての飲食店に行くという目的でない限り、宿泊者はほぼ近隣の飲食店に流れます。  
駅や高速のインターチェンジがある環境ながら宿泊施設がないという状況は、自治体としてはなかなかのレアケースになるかと思っております。  
まずはこの二つの町営住宅の空室問題、並びに町の宿泊施設がなくなった問題をどの程度課題として認識しているのかをお伺いしたいと思っております。  
私の持っている課題認識を当局としても持っているか、認識にズレがある場合はどのような認識のズレがあるのかも合わせてお伺いしたいと思っております。
- 議長 伊藤秋雄 畠山町長。

- 町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えします。  
 まず始めに町営住宅の空き戸数の増加についてですが、居宅建築による退居、転出による退居が増えております。  
 一方、町営住宅の入居は、昨年2月から現在まで5軒となっております。  
 議員の言われる、需要と供給のバランスにミスマッチが生じていることは、町としても認識しております。  
 町営住宅の入居条件として、住宅の困窮、所得制限、単身入居の年齢制限などが前提となります。  
 町営住宅に入居及び退居の実情では、若年層世帯は共働き世帯が主で、一定の所得があるため定額家賃でのアパートの需要が多く、申し込みが減っていること、近年の居宅建設費の低廉化により若年層の退去者が増えていることによる空き戸数の増加と捉えております。  
 次に、宿泊施設についてですが、宿泊施設に関する電話での問い合わせは、年に数件ございます。大部分が県外からの問い合わせですが、一番最初に言われるのが「温泉のある宿泊施設を紹介してください」と言われます。  
 ご存知のとおり、本町では温泉のある宿泊施設はなく、また駅前にあった旅館も廃業してしまいまして、非常に残念に思っております。
- 2番 小柳 聡 今ちょっと残念に思ってるという言葉をお伺いしますが、課題とは捉えていないという認識でよろしいでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 町に町の経営する宿泊施設を、と仰うことですか。
- 2番 小柳 聡 町に宿泊施設以外に、民営でもいいんですけども宿泊施設がないということに対して町として課題意識を持っているかということですか。
- 町長 畠山菊夫 残念ではあります。民営の方が営業されているところがないということは残念に思います。
- 2番 小柳 聡 そうすれば宿泊は困っていない、困っていないという言い方もないんですけども、町には盆踊りや願人踊り、そして田んぼアート、ワカサギ釣りバス釣りも含め宿泊に需要はやっぱりあると思うんですけども、それがやっぱり流れということも考えられると思います。  
 今はこのコロナ禍ということで、なかなかその宿泊施設がないというのは、課題が表面化していないんですけども、アフターコロナになった時はこれは重い事実として申し掛かるものと考えますので、ちょっと話を進めて行きたいと思っております。  
 これからこの二つの課題を、一石二鳥的に解決に結び付ける提言が出来ればと考えておるのですけれども、宿泊施設がなくなったという状況を先に考え、出来る限り無駄のないように、空いている町営住宅を有効活用できないかという視点です。  
 行政で言うところの最小のコストで最大の効果を、という理念にも一致するものになるかと思っております。  
 イメージとしては町営住宅の管理戸数の適正も図りながら、潜在する宿泊需要を拾い上げていく形です。事実として、今年度はプロジェクト8は県の事業で関係人口創出事業に取り組みました。  
 八郎潟町にも全国各地の方々から興味を持っていただくことが出来ました。  
 しかしながら、コロナ禍という状況下で現地交流を八郎潟町で実施することは叶いませんでしたが、こういった関係者の方々から八郎潟町へ足を運んでいただく際にも、宿泊施設がないという事実が、受け入れる側としても足かせになってくるものと感じております。  
 今後もそういった関係が緩やかに継続されるものであると感じておりますし、もっと深い結びつきにしていくことが求められます。  
 だからこそ町営住宅が余っている現状と宿泊施設がないこの状況は、民業圧迫というキーワードも臆せず政策として実施に向かえるタイミングであるとも考えます。  
 そこで町営住宅を用途廃止して、その後に町営住宅条例から外して、ゲストハウス化やお試し移住の場等に変更することは可能かどうかを伺いたいの一点、また当局として町営住宅を用途変更して前述したような有効活用をすることに、前向きになれるかというところも合わせてお伺いしたいと思っております。
- 町長 畠山菊夫 本町には観光事業ございます。盆踊り、願人踊り、いずれも一過性でございます。ワカサギ釣りもございます。ただ通年観光、これがないのが宿泊業者がおらないとい

うことにも繋がっていることと思います。町営住宅を用途廃止した後に、議員言われるゲストハウスや簡易宿泊所等への活用は可能ではありません。

一方、議員言われる町営住宅の活用となると、いろんな方々が宿泊することによって同じ住宅、近隣にお住まいの方々の理解を得られるか、そしてまた何に活用するにしても、相当の改修費用が見込まれます。

慎重に検討することになるかと思えます。

2番 小柳 聡 これはですね私個人としてはもう待ったなしのタイミングに差し掛かっていると考えており、今の提言でございますけれどもそれぐらい宿泊施設がないということは、今後の町の維持発展にも影響は大きいと思います。

簡易宿泊所というキーワードも出しましたが、私は収益を安定的に出すようなイメージでは考えておりません。

むしろ話題にはなるとは思いますけれども、それでもまだ制限化のある現状の環境下では連日のように宿泊者で埋まるということも、まだ期待はできないものだと同様に考えます。

ただ、料金設定や管理体制にコスト意識を持つことを構築できれば、現状の町営住宅以上の効果も単体としては期待できるものと考えております。

年数が経過し用途廃止をする町営住宅も、今後出てくるものと思いますけれども、私はこれらの提案をするにあたって、ある程度は観光需要とかも含めれば、町なかエリアでの整備構想を念頭においてお話ししております。

活用案を複数提示しましたが、全てに順応できる環境を考えるならば、やはり町なかだろうと、そこでお伺いしたいのが、国庫補助事業として進めてきた町営住宅ではありますが、用途廃止や用途変更は建設後何年目を経過した段階で可能になるのかお伺いします。

町長 畠山菊夫 公営住宅の用途廃止の要件としては、災害などにより管理が不相当となる、耐用年数を経過していること、建替事業による除却に伴う廃止、のいずれかに合致し、大臣承認により用途廃止となります。

木造は建設から30年経過後可能となり、用途廃止前に町営住宅以外の目的として使用する場合は、使用承認を受ければ可能でございます。

2番 小柳 聡 使用承認を承認するのはどちらになりますか参考までに。

町長 畠山菊夫 さっきも言いましたが、大臣承認になります。

2番 小柳 聡 じゃあ今30年というお話しをお伺いしましたが、それでは仮に耐用年数を経過する前に用途廃止等をする場合には、補助金返還等が生じてくるかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 大臣承認を受けて廃止する場合は、補助金返還は伴いません。

2番 小柳 聡 大臣承認がない場合はいかがでしょうか。

議長 伊藤秋雄 加藤建設課長。

建設課長 加藤恒貴 ただ今のご質問にお答えいたします。前提として用途廃止するのは可能な訳ですが先程、使用承認の申し出等の答弁いたしました。

使用承認する際には先程の3つの条件がございます。さらに変更という言葉、議員からありましたが、変更と目的外使用とまたございまして、目的外使用の際も使用承認は得る必要がございます。

ただし、ここで言われるゲストハウス等には関知しておりません。なので使用承認は受けることができないと思います。

2番 小柳 聡 実際に行われている例もございます。例えば、埼玉県の秩父郡小鹿野町では町営住宅を改装して、お試し移住等たぶんこれは用途廃止終わってからという感じかもしれませんが、こう言った事例は探すとは出てくるんですけども、ゲストハウスや簡易宿泊所のように、営利が絡んでくるとなかなか自治体として探すのが難しくなります。

それはもちろん長寿命化が基本にあって、その後の選択肢ということで私も提案してございます。

そこでお伺いしたいのが、用途廃止をした町営住宅を仮にNPOや関係団体に譲渡す

ること、または民間企業等への売却や貸与は可能であるか、というところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 用途廃止した上での後利用については今おっしゃいましたことは可能でございます。

2番 小柳 聡 それではNPOや関係団体へ譲渡すること、民間企業への売却も貸与も含めて全て可能だという認識でよろしいですか。

議長 伊藤秋雄 加藤建設課長。

建設課長 加藤恒貴 ご質問にお答えします。用途廃止が承認されれば使用目的は町営住宅ではなくなりますので、譲渡も貸付も可能となります。

2番 小柳 聡 それでお伺いしたいのは売却の可能性とか、貸与の可能性というところもちよっと売却の場合はリノベーション費用を支援して有効活用をしてもらう、また貸与の場合はリノベーション費用また営業費用も少し、これはちよっと先の話なんですけども、そういったものをじゃありノベーションしませんかという、公募をしてみるという選択肢はあるかと思うんですけど、そういったことは考えられないかといったところをお伺いしたいと思います。通告はありませんけども。

建設課長 加藤恒貴 現時点ではまだそこまで考えておりません。

2番 小柳 聡 まずちよっと今色々な選択肢を伝えましたので、公募してみるというところも選択肢として持っていただきたいと思います。  
町営住宅が無理であれば、空き家でも今まで提案した可能性を探ってほしいんですけども、空き家を町で取得して新たなゲストハウス化というところはいかがでしょうか。一般空き家を取得して行うということは可能かどうかというところをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 現時点での検討はちよっと難しいと思いますけども、空き家バンクとの関連で検討する余地はあるかと思えます。

2番 小柳 聡 今、何故一般空き家と並べて話したかという、町営住宅の方は町の所有でもあるということもあるので、案外やり易いのではないかという視点を、町で空き家を取得してやるよりは今の町営住宅でやる方が、こういった選択肢は考えやすいのではないか、というところでお話しをしました。

来年度、長期寿命化見直し計画の策定もあると思いますけども、出来てもこのような方策も一つの可能性として、考えていただきたいと思います。

新しいことにチャレンジするという事は、とても難しいことではありますけども、出来ない理由を探せばいくらかでも探せるかと思えますけども、それでも一見無理難題な問題に対して、どうやったら可能になるのかという視点で、可能性を探っていただきたいと思えます。と言うところで一問目を終わります。

次に、除雪の話題になります。例年以上に今シーズンは降雪量が多く、12月下旬の段階から気温が低い日が続き、年末年始も降った雪が解けないで残る形となり、その後も降雪量の多い日が続き、町民の皆さんも除雪あるいは排雪に、明け暮れる日が続きました。

そんな中でも建設課職員の方々には、適宜排雪も精力的に頑張ってもらったものと感じております。まずは除雪に関わった皆様にこの場を借りて改めてお礼申し上げます。

小さな町という利点はあるかもしれませんが、ある程度は行き届いた除雪体制は出来ていたのではと感じております。

ただそれでも今シーズンは例年の3倍近く降雪量もあったので、対応に追いつかないことも度々あったのではないかと推測するところです。

今シーズンは降雪量も多かったもので、例年であれば見過ごされてきた課題等も自然に浮かび上がって見えてくるようなこともあると思いますので、今回の一般質問でそういったところを議論できればと考えております。

最初に数字をお伺いします。町では除雪に対して各種支援事業を準備しておりましたが、それらの事業は町民にとって活用しやすかったのかという視点で伺います。

1、地域除排雪補助金、2、排雪用機械無償貸し出し、3、小型除雪機無償貸し出し、4、小型除雪機及び排雪用ダンプ無償貸し出し等、降雪量が多かった今シーズンでは、どの程度の利用があったのかという視点で、ちょっとお伺いしたいと思います。  
各種支援事業の利用実績を件数ベースでお尋ねします。なお、過去直近の3年間の数字を出せるものはお知らせ願いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 初めに地域除排雪補助金ですが、令和元年度1件、2年度4件、今年度は4件であります。次に排雪用機械無償貸し出しですが、令和元年度0、2年度1件、今年度は0であります。次に小型除雪機無償貸し出しですが、令和元年度1件、2年度1件、今年度は0であります。次に小型除雪機・排雪ダンプ無償貸し出しですが、令和元年度1件、2年度がダンプ貸し出しで3件、今年度は0となっております。  
少ないのは県内でのコロナ感染拡大の影響かと思えます。

2番 小柳 聡 昨年よりも実績が無い、これはやっぱり昨今の今頃よりはこの1月というのはおそらくコロナ禍の影響が大きかったのではないかなと思います。  
この数字はちょっと後でもう一回使います。ちょっと進めて参ります。  
道路交通の確保というものが町の除雪計画の最上位にあるものと思えますけども、私は車の運転をする際に危険性を感じる瞬間があります。  
それは道路に大きなわだちが出来たり、グシャグシャになったりするときに時に感じます。特に降り続いた雪で圧雪状態になって、その翌日に雨が降る、または暖気になると道路がシャーベット状になり危険性が増します。  
これは住民からタイムリーに問い合わせをいただく回数が多いものです。除雪の時間帯もあると思うのですが、こういった状況は天気予報である程度予測を立てられると思えます。  
そこでお伺いしたいのが、そういった状況が日中に起こり得ると分かっている場合への対応です。業者もオペレーターもスケジュールを組んで、除雪作業をしていただいているものと認識しておりますけども、夜間に圧雪状態をそぎ落とす整生作業を重視するかまたは時間をずらして圧雪状況が緩和した段階で除雪するのが良いのか、いずれにせよオペレーターの方々の労働環境にも配慮は必要であると考えます。  
ただ一方でそういった道路状況が交通事故を誘発しやすいので、出来る限り速やかにその状況を改善できる対策が求められると思えます。  
そこで今までの対応、これから改善できる対策等あればこの点に関してお伺いしたいと思えます。

町長 畠山菊夫 基本的には、交通量の少ない夜間から早朝にかけて作業を行っています。日中はどうしても交通量も増え除雪作業により通行の支障とならないように極力控えております。  
ただ、議員の言われるように危険な状況にあるときは、受け持ち路線のオペレーターに出動できるか確認し、必要に応じて交通整理や通行止めを行いながら作業をしております。

2番 小柳 聡 オペレーターの方にも時間帯をずらして、これをさらに呼びかけを強めていただいても一斉とは言わないまでも、ある程度出来る限りこういった状況が分かっているのであれば、対応していただきたいと思えます。  
次に排雪についてお伺いします。これだけの積雪になると町なかに雪山を至る所で見られるようになりました。  
軽トラやトラックを所有している方は良いのですが、そういった環境がない家庭は道路沿いに溜まっていく一方です。そのような状況が長引くと見通しの悪さもあり、交通事故に繋がる恐れが増します。  
最初の問いで支援事業についてお伺いしましたけども、地域除排雪に関して町内会という今回4件でございましたけども、町内会という組織が第一候補なることは理解できますけども、もう少し有志の団体等に汎用しても良いのではないかと考えます。  
このような状況下で町内会、先程4件というのは全て町内会というところを今確認しておりませんでしたけども、町内会の活動というところには及び腰になっても、例えば若手世代が充実しているところは、町内会の中の有志の会で行うといったところも汎用性を広げるであるとか、または通学路をPTA父兄有志で除排雪することも参考例として示していけば、また新たな活用方法が生まれるのではないかと、ちょっと意識しているんですけども、この除排雪支援事業の募集要項に、もう一つ柔軟性を持

たせてはいかがでしょうかというのが質問なんですけども、先程の4件というのが町内会だったかという確認も含めてお願いいたします。

町長 畠山菊夫 建設課で支援している排雪用機械無償貸し出しは、主に町内の堆積されている箇所を町内会が選定し、ロータリー車とダンプによる排雪が効果的だと思われます。  
4件は町内会でございます。もし、議員言われるように町内会と相談した上で、町内会として申請いただければ対象支援となります。

2番 小柳 聡 それはまず町内会の若手有志は、町内会長にサインをもらえばそれはそれでOKという認識でいいですかね。例えばもうちょっと若い世代、町内会という枠を超えた範囲での汎用性というものは、ちなみに認めていく方向が持てるかどうか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 その町内会の除排雪であれば可能でございます。

2番 小柳 聡 この質問の意図はですね、やっぱりコロナ禍という中で大きい組織、大きい集団ではなかなか呼びかけをするのが難しいといった場合にも、そんな中でも自分の町のために一肌脱ぎたいと考える方がいるものだと感じており、そういった方が有志でグループを作ることも町にとっては新たなコミュニティの創出になるのではないかと考えての提言でございました。  
次に排雪場所は今シーズン2ヶ所で行っていただきましたけども、面瀬地区等から排雪場所が遠いという声はなかったか、というところをちょっとお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 例年、排雪場所はうたせ館と大道駐車場の北側の2箇所を指定しておりますが、排雪場所が遠いという声は寄せられておりません。

2番 小柳 聡 排雪場への道路が通学路でもあることから、排雪に向かうトラックに乗せてある雪が段差等に乗りに上げた際には結構こぼれ落ちる場面が見受けられます。  
主たる排雪場という位置づけは変える必要性はありませんけども、通学路でもあるのでそういった段差で落ちた雪というのは、案外デコボコになりやすくそこも注意深く見回りしつつ除雪の対応をしていただきたいというのが一つと、排雪場の整備を出来る限り夕方にやってほしいという声をいただいております。  
意図としては朝にある程度平の状態であれば、利用者はトラック等で捨てやすいといったものでございます。  
私自身も何度か排雪に行きましたけども、午前の時間帯であっても午後の時間帯であっても整備は適宜必要であると感じました。  
そういったところをお願いベースなんですけども、答弁をいただけますでしょうか。

町長 畠山菊夫 排雪場へ向かう道路においては、適宜パトロールをした上で交通に支障を来たすような状況であれば対応いたします。  
排雪場の整地も委託しており、担当のオペレーターは路線除雪終了後に排雪場の整地作業を行っております。  
日中につきましては、オペレーターなどからの情報提供やパトロールにより、排雪に支障がある場合は、整地の指示をしております。

2番 小柳 聡 はい続けます。除雪は生活道路が最優先だということと、また走行可能にするという位置づけが第一であることも同様の認識であると理解しております。  
現状、町の第二町民体育館は主にミニバス関係、冬期間は外競技のスポ少も利用を増やしております。とは言っても1月下旬からスポ少など部活動は出来ておりませんが、小学校跡地の第二町民体育館周辺は、残念ながら対向車が来た場合にすれ違いうのも難しい路線が見受けられます。  
体育館横のスペースもこども園さんの職員さんも駐車場として利用しておりますけども、スポ少部員の送迎等で迎えに行く場合は、車を斜めに停めることで走行車線を確保するものなんですけども、スペースが限られて駐車出来ない車が続出します。  
小学校でなくなったことで以前よりも除雪への意識がちょっと低くなっているようにも見受けられます。  
ここ2年は駐車スペースを確保しようとミニバス父兄関係者が有志で、駐車スペースを確保するために除雪機等を持参し、拡幅作業をしていることも事実としてお伝えしておきたいと思っておりますけども、体育館周辺、また体育館横の駐車スペースの拡幅除雪もお願いしたいというところも、これお願いベースですがよろしく申し上げます。

- 町長 畠山菊夫 議員が言われるように、道路交通の確保を第一として除雪作業に当たっております。旧小学校の体育館周辺につきましては、以前より屋根からの落雪が危険なため、学校側で落雪の注意を促しておりましたが、今年は積雪も多かったこともあり、落雪や寄せ雪の量も多くこども園側の駐車スペースが狭くなっていたため、できる限りの除雪はしております。
- 2番 小柳 聡 最近ちょっと体育館に行くこともあまりなかったです。出来れば1月の段階で感じた今以上によろしくお願ひしたいという流れで、ここで一点提案したいのが旧小学校のテニスコート跡地の利活用でございます。  
これだけの降雪がありながら、冬期間はそのままの状態です。この場所を第二町民体育館の簡易的な駐車場にすることが出来れば、もう少し利用しやすい環境になるのではと考えております。  
入口は車がすれ違える部分を確保すると仮定すれば、ネットの部分的取り外し、側溝の部分的蓋かけが必要となりますけれども、可能であれば簡易舗装等もしていただきたいと考えておりますけれども、この旧小学校テニスコート跡地を駐車場へすることを検討いただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 まず始めに、こども園職員の駐車場所はこれまで大道駐車場に駐車しておりましたが役場新庁舎建設に伴い、大道駐車場の駐車スペースが少なくなったことで第二町民体育館横に駐車するようお願いした経緯がございます。  
旧小学校のテニスコートを駐車場にとのことでありますが、確かにフェンスやネットが老朽化しており、撤去については検討しているところでございます。  
旧小学校校舎の利活用も検討されていることから、特に前庭の敷地の利活用を含めて今後検討する必要があるのではと考えています。
- 2番 小柳 聡 テニスコート単体で駐車場という方向には、行けないという認識でよろしいでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 あそこは土でございますので、ぬかるんだりする可能性もございます。その辺は砂利やるのかアスファルトやるのかという問題もございます。  
それよりは他の方が良いところもございますので、検討課題ではないかとは思っています。
- 2番 小柳 聡 そうすると私は除雪の法律もさらに上がるものと考えております。尚且つ駐車スペースも増えて、さらに雪寄せスペースにもなると思いますので、是非、より良い形を考えていただきたいと思ひます。  
今シーズンのように降雪があつて低温の日が続くと生活は大変なのですが、八郎潟町としては冬の風物詩が生まれます。それはワカサギ釣りです。またどの程度の経済効果があるというところまでは、私自身も測り切れていないのが現実なんですけれども、観光的な視点ではとても魅力的なコンテンツであると考えます。  
私個人の交友関係でもSNSを通じて、県内の友人が八郎湖に訪れワカサギ釣りを楽しんでいる様子をたくさん確認できました。  
町の除雪区間としては大潟村方向を見て、向かって左側のうたせ館までの道路に加え漁協さんの場所までの除雪を行っております。  
ここで質問ではなく、これもお願いなんですけれども、ワカサギ釣りが出来ると判断した年は、漁協さんのある公園周りのロータリー及び駐車スペースの除雪もお願ひしたいのと、大潟村方向を見て向かって右側もある程度の駐車スペースを確保出来るように除雪をお願ひしたいと思ひますが、ここに関してちょっといかがでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 漁協への通路は町の計画路線には入っておりません。町としてはうたせ館排雪場までの道路を路線に組み入れて実施しております。  
道路交通確保のための除雪を軸として行っておりますので、駐車スペースの除雪というのは、今のところ考えておりません。
- 2番 小柳 聡 もちろん計画路線に入っていないということは、重々承知しているんですけれども、八郎潟にワカサギ釣りをしに来る車というのは結構たくさんいます。  
そこにそういった方々が例えば除雪をされていない状況で、埋まってしまうということがあったら、八郎潟町のイメージもあまりいいものでなくなってしまうかもしれませんので、せめて観光客を受け入れる駐車場の整備位という意味合いでちょっとお願ひをしたつもりなんですけれども、ここに関していかがでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤建設課長。

建設課長 加藤恒貴 小柳議員のご質問にお答えいたします。漁協につきましては漁協自体でお願いされてございます。町というよりは町でお願いしてる業者さんをお願いされてた相談を持ち掛けられたことはございましたが、漁協につきましては漁協で除雪対応してございます。議員言われる右側の道路につきましては、道路自体は町の道路となっておりますが、今のところは今年の場合でございますと、オペレーターもなかなか難儀しておりますのでそこまでは手一杯な状態で、なかなか回ってないというのが現状でございます。

2番 小柳 聡 今オペレーターの話も出てきたので、それでは今後の除雪体制についてお伺いしていきたいと思っております。  
八郎潟町の道路延長75.5kmに対して、町道除雪率が70%弱、歩道や施設含めて63.9kmを直営オペレーターと業者委託に分けて実施しております。割合で言えば直営2に対して委託が1といった割合にぞっくりなろうかと思っております。  
今期はそれぞれ例年以上に降雪量もあって除雪も大変だったシーズンであったと感じておりますけれども、まずちょっと大きいところで今シーズンの除雪体制で課題等はなかったか、十分な除雪体制であったかということも含めてお伺いしたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 経験豊富な熟練オペレーターが高齢等により、作業を辞退する人が増えております。特に今年の1月は1日の作業時間も長く、続けて排雪作業に入るオペレーターもあり体調管理には気を使わなければならない場面も多かったです。  
代替できるオペレーターの確保も難しく、やはり人材確保が課題ではないかと捉えております。

2番 小柳 聡 人材確保が課題だというお話を伺いました。これ5年、10年先を考えた時に現状の体制で今の除雪計画を維持していくのは、なかなか簡単なことではないと考えます。  
私個人の視点ではもう少し業者委託の割合を現状より増やして、半々ぐらいにしておくことが出来れば、もう少し町としてもやり易いのではないかと考えているんですけども、八郎潟町の地理的な特性を鑑みれば、建設業者が除雪部門にどんどん参入できるような環境になりづらいことも、肌感覚で感じております。  
他町村よりも直営でやっているというところもあるかと思っておりますけれども、オペレーターの育成も喫緊の課題になっていくものと考えられます。  
オペレーターの育成というところで、今後に向けた方向性等あればお伺いしたいと思っております。

町長 畠山菊夫 ご存知の通り建設業者の数は減少の一途をたどっております。  
同時に除雪出来る技術者も少なくなってきたり、町としても今後建設業者が増えることもないのではと感じております。除雪作業の性質から、普段から重機を扱っている方で、除雪を引き受けてくれるオペレーターの確保と、現在の直営オペレーターのスキルアップと同時に考えていかなければと思っております。

2番 小柳 聡 答弁有難うございました。同様の認識を持っております。  
今回、除雪機械運転手育成支援金というものも、3月の補正で使用されずに全額更正となっております。そこも希望者が少ないということにも、危機感を共有していただきたいと思っておりますけれども、募集要項についても募集するのであれば、網にかかりやすい体制を持っていくべきであると考えます。  
もちろんSNSのような空中戦もするべきではございますけれども、例えば農家の方々や建設業の解雇労働があれば、オペレーターの募集のチラシを持っていったりするとピンポイントな人材に届くのではないかと考えますけれども、そういったピンポイントな呼びかけも是非検討していただきたいと思っておりますが、すいません、通告ありませんがいかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 おっしゃるとおりでございます。当初出した時には3名の方々が応募されて今現在実施されております。ただその後中々なくてPR不足もきちっと出来てないのかなと思っておりますので、その辺もうちちょっと検討して見たいとは思っております。

2番 小柳 聡 よろしくお祈りいたします。  
除雪は生活の根幹に関わる大事なインフラであると考えます。機能しなくなってから

では遅く、先を見据えて考えていく必要性があると思います。町内の業者やオペレーターで回せることが一番の理想なのは間違いありません。

ただ先を見据えた際に、厳しいと判断するならば町外の業者に頼る選択肢も持たなければいけない時期が目の前にやってくるかもしれません。

ただ町外業者にしてみれば、除雪だけお願いしますと言われても、なかなか簡単に首を縦に振ってくれることはないのではないかと思います。

こういった時に県の契約のように、複数年契約（単価変更型）これは油代調整とかもあるんですけども、場合によっては参入しやすい条件を用意することも、選択肢として持つことが出来るのであれば、町外業者の方も参入しやすくなって食いつきやすいのではと考えますけども、そういった町外業者にも目を向けて、それならば我々町内業者が頑張るといように意識していただければ、それはもう願ったものでございます。

そういった体制に変化を与える場合は、現状の体制の中でも話し合いは必要であると認識しております。

また、もちろんオペレーターを増やすために、今まで以上に待遇の改善等も図ることなども検討していただきたいと考えます。

最後に将来構想として、町外業者への委託も視野に入れて、除雪体制の抜本的な体制見直しを検討してはいかがでしょうか、というところをちょっとお伺いしたいと思いません。

町長 畠山菊夫 近隣の町村でも本町と同様、建設業者やオペレーターの後継者不足が問題となっております。基本は降雪状況をつぶさに確認し、すぐ出動出来るよう町内在住の方がよいのですが、将来を見据えた上では、近隣町村からの業者やオペレーター確保が必要になると、議員同様感じております。

契約に関して財政上、単価上昇には慎重にならざるを得ませんが、オペレーター確保の根幹には待遇改善も必要に迫られると思っております。

2番 小柳 聡 色々な手を尽くしても状況が変わらない場合には、それこそ今回の消防団の報酬改正のように、待遇の改善というところも、必要になってくるのではないかと感じております。今回のような豪雪でも予算執行に若干余裕を残すのであれば、今後に向けて体制の整備の方にもその予算を振り分けるのも良いのではないかと思います。

そういった中で待遇の改善が行われる際には、しっかりとその情報を色々な角度からお知らせして、対象者を増やす努力をして頂きたいと思いません。

と言うところで、そこについてじゃあ最後に、似たような答弁になると思しますので、一般質問を終えたいと思いません。有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、2番 小柳聡君の一般質問を終わります。  
それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。  
( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 それでは午前中に引き続き再開いたします。  
次に、7番 村井昇君の一般質問を行います。7番 村井昇君。

7番 村井 昇 7番 村井です。議長、マスク取ってもいいですか。  
私から質問をしたいと思いません。今年は積雪も多くまだ多くの雪山が見られる環境です。農家にとっては若干作業が遅れると思いませんが、早いものでまもなく春作業が行われようとしております。

私からは一問一答で質問したいと思いません。今回の質問で町長の行政報告や、小柳議員の質問と重複する部分があると思いませんが、一般質問ですので通告したとおりに質問したいと思いません。

一つ目として八郎潟保全会との反訴と訴訟について、どうなっているのかの質問をしたいと思いません。

反訴による令和元年度の八郎潟広域保全会の繰越金が、約480万円あった訳ですが真坂保全会、一日市保全会は八郎潟広域保全会の通帳に、約180万円ほど返納されたと聞いておりましたが、八郎潟保全会から約300万円ほどの繰越金が返納されないため、弁護士を通し裁判で争うことになってから、2年近くになろうとしています。

未だにこの件について解決したとは聞いておりません。あれからもう一年以上経過し忘れ去られようとしています。町から立替金発生していますので、早く決心してもらいたいと思いません。

今までかなりの事情聴取が行われたのに、何故解決出来ないのでしょうか。町では判

決が不服な場合は、上告も考えられますが八郎潟保全会が返納しなければならない場合は、誰から回収するのですか。

弁護士とも話し合っていることと思います。いずれにしろ、農家、地権者は保全会の役員に一任している関係で、あまり関心がないのが現状で、保全会の作業である草取り、泥上げ、農道補修を適期に行って下さることを願っております。そういう訳で早く解決してほしいと思います。

今までの訴訟の流れと今後の見通しについてお知らせ下さい。まだまだ時間がかかるのでしょうか。お願いします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えします。

初めに、今までかなりの回数と事情聴取が行われているが、何故解決出来ないのか、ということですが、訴訟が開始されてから、約毎月1回のペースで裁判所に今までの経緯について、双方から文書で提出しております。

そこで双方間違いがないか、異論がないか、また異論があった場合はそれに対する反論を文書にて行っています。裁判に時間がかかっているのは、そのためでございます。

次に八郎潟保全会が返納しなければならない場合は、誰から回収するのかということですが、これについては裁判官から判決が出るものと思います。

次に、今までの訴訟の流れと今後の見通しについてですが、先ほどもお答えしましたが、裁判は約毎月1回のペースで行われています。

今後は、双方の陳述書を3月18日までに裁判所に提出し、その後5月以降に証人尋問が行われる予定です。結審は7月以降になるかと思われます。

7番 村井 昇 どちらも異論があつて中々決まらないということですが、あれから結構1年以上なる訳で、異論があるということはどちらかが本当のことを言っていないとか、嘘な訳でもないでしょうし、言うことがお互いに分かればすぐ結審してもいいような感じですが、話がコロコロ変わるため、このような状態に伸びているのかそこら辺ちょっと教えてもらえば、時間をかけて調べていると思いますので、そろそろ7月と言わないでもっと早く結審してもいいような感じがするのだけでも、どうでしょうか。

議長 伊藤秋雄 副町長 千田さん。

副町長 千田清 私もまず毎月1回の裁判の方には出席しております。ただこの問題については長くかかっているのは、保全会活動もそうですが制度そのもの、それがやっぱり裁判官が理解するために非常にまず時間がかかっているということでございます。

ただ今話した通り、ようやくまず陳述書から証人尋問、これが行われるということで7月以降に結審するという形になっております。

7番 村井 昇 いずれにしろ裁判の決着がつかない限り、300万は回収が出来ないと思いますが、誰が支払うのかということも、裁判官から出てくると思いますが、これ払えといってもお金が無ければ払えないでしょうし、そうなった場合はどのような形で解決していくのでしょうか。

また、会長一人でなく役員の方もおりますし、役員の方まで責任がいくのか、また役員以外の受益者とといいますか、耕作者まで負担がいくのか、そこあたりは話し合ったことはないのでしょうか。

副町長 千田清 その点についても裁判官が決めることでありますし、そういった話し合いはしておりません。

7番 村井 昇 してない？ そうするといずれにしろ、お金回収するに当たっては私は仮に7月に結審しても、まだまだ時間がかかるような気がします。払う人が決まり請求きたところで、お金が無ければ、それからまた争わなければならないと思います。

非常にまだまだ長引くのではないかと思います。特にそうすると心配なのは、地域の方々作業が出来なくなったりそういうことになれば、非常に困りますので早めに解決してほしいのですが、やるべきことをやっていれば、回収は出来たと思いますがどちらが悪いのか良いかも私は判断出来ませんので、頑張って回収するように努めてもらいたいと思います。

二つ目の八郎潟保全会からの訴訟で、令和2年度の多面的支払交付金約780万ほど支払われないままこれも1年以上経過し、八郎潟保全会に於いては未払いも1年以上経

過してると思われます。

町は県の指導に従い保全会に指導していると思いますし、保全会の方々もその指導に従ってれば、このような問題は私は起きなかったと思います。

考え方の相違でこうなったのか、どちらの言い分が正しいか分かりませんが、一番困るのは町民、農家、受益者であると思います。

交付金がなかったので十分な作業が行われていないし、裁判をすることは町の予算、保全会の予算を消費するので、決して町民、農家のためプラスになるとは思えません。

もう令和2年度分の交付金は県の方に返還したと思いますが、これを戻してもらうことは可能なものでしょうか。

この訴訟も、もう1年以上も弁護士を通して話し合いをしてるのですから、そろそろ決着がついても良いのではないのでしょうか。

何故決まらないのか、今までの進捗状況と今後の予定についてお知らせ下さい。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 初めに、令和2年度分の交付金は県へ返還したが、これを戻してもらうことは可能かということですが、交付金は単年度での決算のため令和2年度分については、再び町へ交付してもらうことはできません。

次に、今までの進捗状況と今後の予定についてですが、繰り返しになりますが裁判は約毎月1回のペースで行われています。

結審については、先行の裁判が決まり次第結審すると思っていましたが、早まる可能性もあり、今の段階ではいついつと言うことはできません。

7番 村井 昇 これもまだ時間は大部かかると見てよろしいでしょうか。

議長 伊藤秋雄 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 今、町長も申しましたけども、先行の裁判が決まり次第結審すると思っておりましてけども、早まる可能性もありますので、ただ今の段階で例えば5月に結審とか6月に結審ということは言えません。以上です。

7番 村井 昇 どちらにとっても長引けば長引くほど、町民や耕作者にとっては非常にマイナスですので、町の方からもよく指導してもらい、この訴訟を早めに解決するように努力してもらいたいと思います。

簡単に言えば、このような問題が発生したということは、どちらかが指導に従わなかったり、言うことが間違ってるためこういうことが発生したのではないのでしょうか。どうですか。

産業課長 千田浩美 そのことについては現在裁判中ですので、発言は控えさせていただきます。

7番 村井 昇 分かりました。まず町が不利にならないように、またお互いに良いように決めてもらえれば幸いです。

次に二つ目の質問に入りたいと思います。町の除雪費の予算状況と雪による農業被害はどの程度あったのかお聞きしたいと思います。

令和3年度は2年度に比べ、非常に雪の降雪量が多く除雪車のオペレーターの方々は大変な年であったと思います。

個人による除雪も多く排雪作業もかなり行っていました。年々高齢者の方が多くなり除雪の出来ない方も多くなってきていると思います。

降り始めの頃はかなりの電話相談があったと思いますが、どのような対応をしたのでしょうか。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 今年度は、降り始めからまとまった降雪があり、以後も寒波により積雪量の多い年となっております。道路除雪においても寄せた雪の量が多く、同時に間口除雪に関する電話も多く寄せられました。

道路除雪作業においては、注意を払って作業しておりますが、どうしても間口などに寄せられてしまいます。そのため、間口除雪は町民の理解と協力が必要です。

また、高齢者及び身体障害者で構成される世帯等に対しては、玄関から道路までの通路を確保するための、間口等除雪支援事業をシルバー人材センターに業務委託をして実

施しております。必要な方は事前登録し、除雪車が出動する日に除雪作業をしております。なお、高齢者の方から除雪の問い合わせ等があり、作業のできる町の事業所やシルバー人材センターを紹介し、対応しております。

7番 村井 昇 高齢者の方から私に電話がありまして、町に電話したところ町にはたくさんの電話で除雪には対応出来なくなり、個人でお願いしてくださいということのようでした。高齢者が多いため、除雪は大変だと思います。それでシルバーにも電話してみましたが、なかなかつながらなかったこともあるようです。ですので予算が無い訳ではないので、来年度はダンプとか軽トラはほとんど持っている方も多いため、除雪作業体系を少し考えてもよいのではないのでしょうか。今のままでは、来年度また高齢者の方も増えてくると思いますので、高齢者の方に対してもう少し電話をかけたくても、かけられない人もおりますので、そこ辺りもう少し連絡しながら対応するような体制を作ってもらえないのでしょうか。

議長 伊藤秋雄 加藤建設課長。

建設課長 加藤恒貴 村井議員のご質問にお答えいたします。答弁にもございましたが間口につきましてはどうしても寄せられてしまいます。当日の状況等にもよりますけれども、極力雪寄せ出来るスペースがあれば、そこに寄せてる現状でございますが間口に寄せられる場合もございます。極力大きな塊を置いて行かないように指示はしてございます。オペレーターにおいては塊を砕いてという形で対応してる場合もございます。高齢者からの問い合わせの窓口対応としまして、建設課としましては屋根の雪降ろしですとか、そういった出来る業者、あるいは個人の事業所等に当たってみまして、出来る業者がいれば有償にはなりますけれども、作業出来るということでそういった事業所を紹介しております。

7番 村井 昇 来年度は私の近くの高齢者に対しては、早目に連絡するように話しますので、よろしく対応して下さるようお願いしたいと思います。また、町内の空き地へ雪を押し上げてる場所も見られましたが、土地の所有者から承諾をもらって雪を捨てているのでしょうか。気温が上がり雨が降ると雪解けが進むと思いますが、雪山はなかなか溶けないと思いますが、溶けない場合はダンプ等で捨てる計画はあるのでしょうか。除雪の予算も今年度は間に合うと思いますが、除雪機械は何台で業者は何業者でオペレーターは何人を雇用し、12月から2月末までいくら除雪費がかかったか教えて下さい。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 例年、個人所有の宅地、田畑、空き地を堆雪場として、承諾をいただいた上で雪を寄せております。ただ、今年度は降雪量が多く道路沿いの空きスペースに雪を寄せているところもあり支障となっている場所があれば、除去作業を行っております。また排雪については、例年は雪解けを待って、清掃整理を行っておりますが今年は雪が多い状態となっておりますので、申し出があれば、雪山の除去作業を行う予定であります。次に、業者数と機械台数ですが、委託業者は3業者4台の体制です。町直営によるオペレーターは、歩道除雪と併せて11人11台の体制となっております。直営の除雪機械ですが、町所有のローダーが6台、リースが3台、歩道除雪期機が県からの貸し出しで2台となっております。また、除排雪費用については2月末まで、約1,870万円であり、執行率は約48%となっております。

7番 村井 昇 有難うございました。今年は雪が多いためビニールハウスの損壊の農業被害もかなりあったように聞いてます。町では地域ごとのハウスの被害状況を把握し、巡回・確認をしているのでしょうか。また、雪の重さで古くなった作業場の没落や空き家の屋根が落ちた所もあります。農家にとっては昨年の米価の大幅下落のため、ハウスの補修や建物の補修・解体には大きな負担になると思います。町からハウス等に対し、補助金を出せないのでしょうか。共済組合との絡みもある

と思いますが、農家にとってはいくらかでも補助金があれば助かると思いますので、県とも相談しながら検討してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

町長 畠山菊夫 行政報告でも述べましたが、令和3年12月25日からの暴風雪による農業用施設の被害状況であります。パイプハウス等の被害は全壊が4棟、被害想定額は約560万円と試算されております。

今年は積雪が多くまだ把握しきれていない分もあると思いますが、農家からの報告も1棟だけで、産業課で現地を回って把握しているのは今のところそれだけです。

なお、ビニールハウス等に対する補助金をということですが、町で把握した段階で昨年の例もありますので、県へ問い合わせをしましたが、今年は国県ともに今のところは補助金の話はないということでした。

また、町での単独補助金も現時点では考えておりません。

7番 村井 昇 ハウスの被害が4件ですか、実際、話を聞くと全壊で4件だと思いますけども、半壊とかそういう状態なのはかなりあると思います。

助成は出来ないかもしれませんが、もう少し共済に入っているか入っていないか確認しながら、回ってみてもよろしいのではないかなど、農家の方々を気持ちだけでも安心させてもらうような言葉をかけてもらえば、非常に有難いと思います。

要望ですが、12月の議会でも話しました、空き家の屋根が今年の雪でかなり落ちてしまいました。

当初の所有者が亡くなり、所有者の住所も分からず、今のところ町民の力で解決することは困難な気がします。

町の力で現在の所有者を捜して解体を進めるようお願いしたいと思います。

以上で、私からの質問は終了いたします。有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、7番 村井昇君の一般質問を終わります。  
次に、11番 柳田裕平君の一般質問を行います。11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 柳田裕平でございます。今回の質問ですが昨年の12月定例会と同じ表題になっております。当初予算も含めて、今一度はっきりさせたいとのことでございますので、どうかご理解をいただき、答弁よろしくお願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。質問は一問一答方式でお願いいたします。

表題は、はちらぼ商店・はちらぼハウスについて、項目を3項目にしておりますので1番が新年度町助成金について、2番が経営改善はどのように、3番が責任の所在はどこにあるのか、ということでございます。

それではさっそく質問に入ります。昨年の12月定例会で、はちらぼ商店・はちらぼハウスの経営状況について、一般質問をさせていただきました。

私のところには、1月1日発行の広報議会だよりを見て、はちらぼの厳しい経営の実態を初めて知ったという町民からの声も届いております。

はちらぼ商店・はちらぼハウスは、平成29年12月に開始してから4年が過ぎました。お客様への宅配と送迎のサービス、オードブル・弁当・惣菜などでの様々な工夫、それから昨年話題になった、あんごまソフトなど、いろんな面で明るい兆しもあるようです。

一方では、年間の売上げが4,000万円程で、それに対する仕入れ・給料・諸経費が合わせて6,000万円程でございます。収支では2,000万円程の赤字経営が開始当初から続いていることも現実であります。

一般の商店なら、金融機関からの融資を実行しようにも、返済に困るということで廃業を選択しているのではないのでしょうか。

町長ははちらぼ内部のことは自らで解決していただくとの考えであったようですが、これまでの経緯と現在の状況下では、自力での改善はとても難しいと考えるのが妥当なところでないのでしょうか。

はちらぼの頑張りを待つだけではなく、今こそ町当局としての一步踏み込んだ対応が求められている局面であるとの考えでございます。

前回の質問とはなるべく重複しないような形で、当局の考えを今一度お伺いすることにいたしました。

ご理解いただき、答弁のほどよろしくお願いいたします。

それでは具体的に1番の新年度町助成金について、昨年の11月にはちらぼ側に確認した時には、新年度の町助成金は1,900万円程の申請になるとのことでした。

そこではちらぼ商店・はちらぼハウスへの町助成金ですが、どのような考えで、どのように査定されたのでしょうか。

また、当局からはちらぼに対して特別な要望などはあったのでしょうか。  
当局の答弁をお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えいたします。  
これまで商店街の活性化や買い物難民対策に向け、議員の皆様から多くのご質問をいただけてきましたが、決定打がなくて私自身大変申し訳なく感じておりました。  
柳田議員からも第6次総合計画の策定前に、商店街活性化について、今後の構想と新たな具体策は、まず行政と商店街が一体となって、若者の発想で今出来ることから取り組むことが必要ではないかとご質問され、答弁として消費者を呼び戻すための積極的な取り組みが必要であり、足らざる部分を国・県・町も含めた公的資金で支えなければならぬと答えております。  
その後、第6次総合計画が30名の委員からなる町づくり計画策定審議会の答申を受け、議会の承認をいただき、町の将来像を人と地域が輝く、誇り豊かな協働のまちとして進めております。  
協働のまちづくりということで、商店街の若い人達も入ってNPO法人が立ち上がり議論を重ねその活動の初めとして、商店街活性化買い物難民弱者対策事業と一緒に、はちらぼハウス・商店の運営が計画され、それを町が承認し議会の議決を経て運営されています。  
NPO法人の活動は、公的資金で支援されていますが、計画通りに運営されていないことに私から深くお詫びを申し上げたいと思います。  
来年度に対するはちらぼからの要請は、今年度より50万円の減額の、1,900万円の要請でございました。昨年10月からの最低賃金アップの影響、また食材、燃料、電気料などの値上げラッシュに加え、コロナ禍による営業益など懸念される中、それを乗り越えての減額申請を評価しつつ、更なる経営改善努力をお願いし、要請額から50万円を減額いたしました。  
また、はちらぼには昨年大ブレイクしたあんごまソフトの更なる売上げ増や、引き続き来年度も県の補助金を活用した地域経済にも貢献を踏まえた事業に昇華させることも要請しております。

11番 柳田裕平 先回も伺っておりましたが、確かに町の活性化のためには必要な事業ではあります。しかし、私も申し上げたとおり町に多大な負担をかけるような、そういう状況にならないように、進めていくのが私は町の責任であるというふうに考えております。それで関連でございしますが、この事業での町助成金ですが、開始から令和3年度までの4年間で1億円は超えているのではないのでしょうか。この町助成金の今後の在り方について、はちらぼとはどのように話し合われたのでしょうか、お伺いいたします。

町長 畠山菊夫 はちらぼの助成金については、議員の皆様にお示しの通り1億円は超えております。予想以上の補助金となり、大変申し訳なく思います。今後更なる経営改善を徹底して行くことをベースに、当初の自立を目指した計画にあった給食や食事提供施設への納品についても、再度検討してみても私からもお願いいたしました。  
NPO法人としてこれからまだまだ進む高齢化社会への、貢献活動から離れることが出来ないと思います。  
商店街活性化に向けた取り組みと共に、役場で出来ないことを委託していますので、ご支援とご理解をいただければ、そのように思います。

11番 柳田裕平 ちょっと確認します大事なことなので、すると具体的にはまだまだこのままこの形で続けて行くということでもよろしいですか。その考え方ちょっとだけでも。

町長 畠山菊夫 議員の皆様にも、はちらぼの方から説明があったと思いますけども、これから年々補助金を減額しながら頑張っていく考えであるということは、議員の皆さんも分かっていることだと思います。  
町もはちらぼの皆さんの活動を尊重しながら、そのような形で行ければなとは思っております。

11番 柳田裕平 そこら辺はまだ検討していただきたいと思います。  
それでは次の2番の経営改善はどのように、というところに入ります。  
町長は、はちらぼと共に今後も頑張っていくと思っておりますので、ご理解をい

ただきたいとのことでした。

そこではちらぼの努力や頑張りなどで改善ができるような、簡単なレベルではないと考えますがどうでしょうか。

そこでこの1年以内を目途にですが、当局としての今後に向けた改善策を提案するということはどうでしょうか。

そしてその方針に基づいて、はちらぼと協働で事業を着々と進めて頂くという考えでございませう。経営規模の縮小、事業の方向転換、経営体制の見直し、あるいは第3者委員会を立ち上げて、改善策を検討していただくなど、事業の継続のために町財政負担の軽減を図る施策を示していただきたいとのこととございませう。

当局の見解をお伺いいたします。

町長 畠山菊夫 12月定例会の一般質問で、柳田議員も自立計画はなかなか難しいのではと思っていた、と言われております。

一般論での経営は困難であります、はちらぼには経営に対する疑問や提言を伝え、はちらぼの考えも尊重し、収益向上、福祉事業などに真摯に向かい合い、これまでの経験や反省点を踏まえて頑張っていたいただければと思ひます。

コロナ禍や大型店進出の影響の中で、売上げを伸ばし収支改善もされていることから今後も知恵を出し合って参りたいと思ひます。

11番 柳田裕平 そうするとまだまだ何とか頑張っていたきたいという考えでしょうか。そういうことに受け止めますが、そこで私先ほど申し上げたのをちょっと、経営規模の縮小とか事業の方向転換というところで、私なりのちょっと考えたことがございませうので、お話しさせていただきます。

経営規模の縮小ということは例えば、今2店舗あるのを1店舗にするとか、これは経費の削減ということとございませう。

それから事業の方向転換というところでは、私は歩いて店に来る客数は狭い範囲の客数に限られると思ひます。どうしても店に来る客は、やはり最終的には逆にこちらの方からお届けする、という考えに切り替えて行かなければならない時代になるんじゃないでしょうか。

そこで、移動販売専門にすると将来的に、こういう考えも私はどうかと思ひております。それから経営体制の見直し、これについては現在までの活動見てますと、NPO活動と営利事業これを分離して専門体制にする、というのが一番良い形ではないかと思ひます。

そうすると、はちらぼの方のNPO活動の事業も集中して出来る、それから販売部門の方も集中して出来るという形で、そういう考え方でどうかと思ひます。提案までいきませんが、意見として参考にしていただきたい、それからもう一つ参考にしたいたひのが、これも私も最近気が付いたんですが、JA湖東のやさい畑、井川店これ私も最近ちょこちょこ行くんですが、何故かというとお昼の弁当がちょっと250円で安いもんで行くんですが、その時にその時間帯に限ってるのかどうか分かりませうが、お客さんがあの狭いところで、すごい一杯々のお客さんが入ってるんですよ。

ただ人の話を聞くと、評判も大部良いようです。生鮮食料品の野菜とか肉でも評判良いようです。一番やっぱり弁当がまず最初から目安で行く人が多いようですが、あのような店も一応見ながら参考にしていただひたらどうかと思ひます。出来ればJA湖東さんと話して、やさい畑の八郎瀉店でも出したらどうか、という感じもいたひますのでそこら辺私の意見として申し上げておきます。何か町長感想ありますでしょうか。

町長 畠山菊夫 移動販売につきましては、やりたいなということは、理事会の中でも伺ってあります。

ただ、今柳田さんがおっしゃったことはおそらくNPO法人の中でも揉まれていることと思ひてあります。やはり地域に根差した福祉活動、そしてまた商店街活性化に伴う事業と共にとひるのであれば、やはりいろいろまた問題点も出てくると思ひます。

1店舗にするのかという話も、町からは提案してありますけども、中々やはりあの狭いスペースではそれは無理だと私自身も感じてあります。

そういうことも兼ねながら、いろいろはちらぼさんの方で検討していることと思ひてあります。

11番 柳田裕平 それから先ほども申し上げてきました、検討に入らせていただきますという感じの言葉をいただきましたので、出来れば町としてのそういう方針、考え方というものを今後の考え方ですが、それをこの1年以内に議会とか町民に示していただきたい、このような状況を何年も何年も続けるというひのは、私やっぱり良くないと思ひます。このような状況では、やはり新しい考え方を、町が示して出来れば1年以内に示していただひて、町民か

らも議会からも納得してもらおうと、そういう考え方で町長進めてもらえないでしょうか

町長 畠山菊夫 法人に対して町が提案は出来ますけども、強制はこれは出来ません。NPO法人の活動は自助作用による改善発展が前提となっております。  
NPOの活動の中でやはり経営改善に努力されて、真摯に向き合っていかなければと思っております。

1 1 番 柳田裕平 前回からよく町長がNPOの立場を心配する発言が多いですが、果たしてこの事業というのはNPOの事業で、町の事業ではないということ、先回もそのようなことがありましたが、そういう考えなのかなと私はそこら辺に疑問を持ってるところです。  
やはり町主導でそういうことに取り掛かって行く仕事ではないかなと、こういう風に思います。  
それで関連してもう一つお伺いします。これからこの事業のポイントであるのは、自立経営ということをお願いしておりますが、この自立経営は一体いつになったら実現するのか、そこら辺をちょっとお伺いします。

町長 畠山菊夫 先ほども言いましたけども、柳田議員も一般質問で自立経営は中々難しいのではないかとおっしゃいましたけども、私もゼロベースになることは中々難しいと思っております。年々、収益を増やしながら、なるべく補助金を減らしながら自助努力を重ねながら取り組んで行く、ということをお願いしかねない訳でございます。  
法人には若い方々もたくさんおられますので、いろいろNPO法人の中で議論、協議を重ねて行ってほしいと思っております。

1 1 番 柳田裕平 くだいようですが、その考え方で行くとNPOと相談して、1年以内にそういう新しい改善計画を示すことは出来ないでしょうか。

町長 畠山菊夫 毎年改善計画は、NPOと町とはいろいろ相談しております。ただ何遍も言いますけども、町から改善に対しての提案はしますけども、指導はこれは出来ません。  
そういうことをご理解していただきたいと思っております。

1 1 番 柳田裕平 なかなか理解出来ないところでございます。もし後でまた何かあれば話しますが次に進みます。  
一つの考えとして当局とはちらぼを代表するメンバーで、実現可能な改善策を検討する、そして町議会と町民から理解を得られるような形で、着実に改善策を進めていただくというのはどうでしょうか。というのはこれ今私申し上げました。  
それで今までと同じ繰り返しでは、事態は変わらないということをお認識していただきたい、これも本当に町長からは認識していただきたい、とにかく先に延ばすのではなくこの1年を目途にということ、私は大事なことだと思っております。  
これをやらないとこの事業もだめになる、町民からの信頼もなくなるそういう事態になり兼ねないような私は問題になると、危険性があると思っておりますので、もう一回町長の考えをお願いします。

町長 畠山菊夫 なかなか福祉事業から抜けきれないところがございまして。一昨年から昨年の4月までかけて、一人の職員が民生児童委員の皆さんと共に、独居老人、一人暮らし、老夫婦世帯を400件ほどかな回ってその人達のたたき台はございます。  
そのたたき台を来年度皆んなで回って、そしてその人達が今どういう風な状況で苦しんでいるのか、そういうことも含めましてその事業もはちらぼでやる提案があります。  
そういう福祉事業から離れられない実態を考えますと、本当に予算予想よりも多くはなっておりますけども、V i b a活動、商店街の活性化と共にいろんな事業も重ねております。  
今が商店街の活性化のためには大事な時だと思っておりますので、そういうことも考えながらご理解をいただきたいと思っております。

1 1 番 柳田裕平 参考までにちょっと私、売上げの金額からいろんな金額を拾って、試算してみました。試しに計算してみました。  
令和2年度の収支、令和3年度はまだ私まだ資料を全部見たことはないのですが、令和2年度でやりました。  
売上高が4,160万円、収支の支出の方も仕入れ高2,900万円、人件費2,200万円、その他の経費1,200万円、支出が全部の合計で6,330万円です。  
そうすると約2,000万位の収支が赤字になる訳です。これを赤字を解消するため

には、売上げをどれ位にすればいいのかなと思って計算してみました。これ私の試算ですので、必ずしもこれが正解ということはないんですが、一応、1億円に想定してみました。

1億円、そうすると逆算すると仕入れが7割で7,000万円とします。人件費は今までと同じく2,200万円、その他の経費も今までと同じく1,200万円、そうすると支出の方が1億と40万円、約1億円売るとちょうどプラマイのゼロになる訳ですね。

これ位まで売らないとどうも自立ということは出来ないような感じするんですが、そういう計算を、果たしてはちらぼさんはしたことあるんでしょうか。

ちょっとここら辺も私も内部、内部というか当局が指導して勉強してもらいたい、どこまで売れば自立になるのか、そういうことも考えていただきたい、ということをお聞きします。

それで時間もありますので、次の方の3番に入ります。責任の所在はどこにあるのか、町長は、私もはちらぼ理事長も、予定外の助成金や経営不振では責任を感じていると言われておりました。

私も、この事業に何かあった時はどなたの責任になるのか、その所在をはっきりしておく必要があると考えておりました。

そこで、この事業を振り返ってみると、事業計画そのものに問題があったのではと思われる節が多々ありました。

平成29年12月末に、回転資金不足ということで、500万円の短期借入金をはちらぼ独自で受けている、平成29年12月オープンして、平成30年12月には予定外の町助成金933万円が補正予算として発生している、目玉の一つであった、こだわりのパン屋さんが、事業途中でスタッフから外れてしまった、3年目からは自立経営ということで、町助成金は発生しないことになっていたが、逆に2,330万円の町助成金が発生している、オープンしてから4年連続で2,000万円台の赤字経営が現在も続いている、これは全て計画からの予定外のことが起きている訳ですね。

このようなことから、はちらぼの当初計画そのものに大きな欠陥と準備不足があったのではと思われそうですが、町長これどう思われますか。

12月定例会で当局が提案した事業計画ではないのですか、との私の質問に対して町長からは、はちらぼからの計画を町が追認したものであり、町としての約束ではありませんと言われておりました。

正にこれこそ責任の所在が問われる事態ではないでしょうか。責任のある方が主導して解決するべきであると考えますがどうでしょうか。

町長の見解をお伺いいたします。

町長 畠山菊夫

先ほど柳田議員さんから、1億円の売上げという話もお伺いしました。一般の商店なら金融機関からの融資を実行しようにも、返済に困るということで廃業を選択している、とのお質問もございましたが、はちらぼ自体は一般論では一般の商店ではなく、NPO法人でございます。

先ほども何遍も言いますが、福祉事業や商店街の活性化事業もこれから離れられない事業でございますので、と申すことをご理解をさせていただきたいと思っております。

そこで先の12月定例会でも答弁しましたが、NPO法人はちらぼからの事業計画を承認したのは、町でございます。その町の提案を議会の承認を得て運営されております。

しかしながら、私自身大きな責任を感じていることは、12月議会でも話したとおりでございます。

野原さんも本来であれば、代表の私が解任され新しいリーダーの下で再建を行うべきと考えるが、後任者が中々現れないことから、その道が閉ざされていると言われておりました。

第三セクター、道の駅、温泉宿泊施設など、NPO等の事業を議会の承認を得て立ち上げ、毎年赤字補填している自治体も、組長が責任の取り方がどのようなことがあるのか、ちょっと分かりませんが、大きな責任を感じていることは議会の皆さんにも今までどおり報告しております。

11番 柳田裕平 それで関連してもう一つ、いずれにしてもこの事業は、町とNPOはちらぼの協働で進めてきたということになっております。

そこで確認させていただきますが、この事業の始まりは町長からお願いしたのでしょうか、それともはちらぼ理事長から持ち込んだのでしょうか。大事なことでお伺いいたします。

それからもう一つ、この事業には国補助金でしょうか、それとも県補助金でしょうか。いずれその補助金を使っているはずでございます。

この事業を何年以内で中止した場合は助成金を返還する、というような特別な付帯条

項はないということによろしいでしょうか。これちょっと確認させてください。

町長 畠山菊夫 6次計画にもありますけども、町民との協働の町づくりの中で、シニア世代の活躍と共に商店街へ人の流れを、その中でこの計画が検討されたこととございます。  
また、建設費であれば国庫の地方創生拠点整備交付金を活用しています。平成29年度から毎年実績報告を提出している訳でございますが、令和3年度で5年が経過しますので、今後は実績報告書の提出は不用となると思います。  
ただし、建物や備品の減価償却期間が過ぎるまでは、建物の用途変更は行うことは出来ません。よって、特別な付帯条項はないということは言い切れません。

11番 柳田裕平 ないとは言い切れませんということは、どういう意味かちょっと。

町長 畠山菊夫 ちょっと言い足りなかったかもしれませんが、例えば建物や備品の減価償却期間が過ぎるまでは、建物の用途変更は行うことは出来ないということとございます。  
そして極端な例を挙げますと、備品等を売却して別の用途に使用するなどの場合は、交付金の返還があるかもしれません。  
よって、特別な付帯条項はないということとございます。

11番 柳田裕平 そうすると、例えばですよ何かの事情で来年度、片方のはちらば商店を閉めるとか、そういう場合には、どういう風になるのかなということと、両方の店を閉めた場合、どういう風になるのかなと、そこら辺ちょっとよく私も頭が働かないので、両方の店止めた場合は、来年止めた場合どうなるのかってことは分かりますか。

議長 伊藤秋雄 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 商店を止めた場合、あそこに公的資金が投入されていないと思いますので、補助金の返還はないと思います。ただし、ハウスの方を閉めるとなると、これについてちょっと確認しいといけませんけど、返還は発生する可能性はあります。以上です。

11番 柳田裕平 今聞いたことは、もしかすればそういう事情もあつて店を続けなければならないのかなという、そういう私考えもちょっと入ったもんだから聞いたのです。  
ただこの件に関して本当はこれは、町当局もちゃんと最初から事業始めて補助金もらった段階から知っていなきやおかしいと思いますね。それを対応出来るようにちゃんとしておかなければ、後からこうなってしまったということでは大変なことになると私は思います。そういうことを申し上げておきます。

それでもうちょっと時間ありますので質問させてください。  
第6次基本計画の具現化ということで、町長の想いも分かりますが、内容の伴わない具現化では、将来にとって必要ではないでしょうと私はそう思います。  
もうちょっと内容の伴う具現化ならいいんですけども、みんなあっちへ飛んだりこっちへ飛んだりして、結局、結果が出てこないんですよ。内容が伴わなければいくら良いことを願いますとか、頑張っていたきたいと言っても、なかなか私は町民が納得しないと思います。

それで私は今日はちょっと厳しいことを申し上げました。と言うのは私自身この事業は先程も言ったとおり、無理だと思っております。このまま継続するということは、従って私個人的には、もう一年位の中で町が具体案を示して、こういう風に行きますよというのが出てくれば、この予算にも賛成するつもりでおったんですが、もしそれがなければこの予算だけ反対は出来ませんので、当初予算も賛成出来ない、ということになります。私の気持ちは。

最後にだからもう一回聞きます。町長、これ一年以内に何か見通しがあるような計画を示すことは出来ませんか。

町長 畠山菊夫 何遍も言いますけども、町がああやってください、こうやってくださいと言うことは基本的にはNPO法人の方には出来ません。意見は申すことが出来ます。  
ということでご理解をいただきたいと思います。

11番 柳田裕平 要するにはちらばの方の考えだということですか。

町長 畠山菊夫 NPO法人ということとございます。NPO法人は一般には、一般の経営する商店とは違うということとございます。

11番 柳田裕平 そうすれば町としては、そういう方向は出来ないということですねまず。約束は一年以内にそういう方針を示すことは出来ない、ということで理解してよろしいですか。  
私自身理解するために、そういうことで理解してよろしいですか。一年以内にそういう改善策を示すことが出来ないということでもよろしいですか。

町長 畠山菊夫 町の改善策ですか。

11番 柳田裕平 町が主導してそういうのを作ることを、ちょっと休憩してください。  
( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 再開いたします。

町長 畠山菊夫 何遍も同じことになりますけども、NPO法人の活動は自助作用による改善発展を前提としておりますので、町の要望もはちらぼさんには伝えております。  
ただ、あそこをこうしてください、ここをこうしてください、そして来年度の予算はこれだけにしてください、と言うことはお話しは出来ますけども、それはNPO法人の理事会の中でお決めになることとございますので、今この場でそういうことは、私からは申し上げることは出来ません。

11番 柳田裕平 これで私が判断することだから結構でございます。それでまず時間になりましたのでこれで質問終わります。どうも有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、11番 柳田裕平君の一般質問を終わります。  
次に、4番 北嶋賢子君の一般質問を行います。4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 日本共産党の北嶋賢子です。4番です。先程来、柳田議員さんの重い質問皆さん協議されました。本当に大変なことだと思います。  
私の後また加藤議員さんから同じようなことが出ると思いますが、ちょっと気持ちを切り替えて、内容的に切り替えて私の質問に入ります。  
3項目の通告をさせていただきました。一括質問一括答弁でございますので、1番から始めたいと思います。  
高岳山の中腹の常夜燈を町の史跡に出来ないかどうか、浦大町にはいろんな方が来ます。そして一人の女性のハイカーに、高岳山の登山口を聞かれました。  
足元を見るとキャラバンを履いていたので、ああこれは城じゃなくて山登りだなと思いました。そしたら地図を出してきて、高岳山(たかだけさん)の登山口を教えてください、こう言いました。  
高岳山を高岳山(たかだけさん)と言うから、ああこれはこの地域の人ではないなと思いました。  
そして里宮まで案内をさせていただきました。高岳山は221mの小高い山だけでも、中の鳥居までは急坂もあり、ピリット辛口のこち良い汗のかける山です。  
山頂には奥の社殿があり、麓には里宮があります。元旦には今年も家族が頂上まで登りました。  
中の鳥居には、立派な常夜燈が2基鎮座しています。尾根づたいの大木の松並木も虫で枯れてしまいました。常夜燈は八郎瀧を通る船の灯台の役割を果たし、日照り続きの年は山頂で火を焚いて、雨乞いをしたと父から聞いています。  
ある方に言われました。その常夜燈を史跡に出来ないか言われました。小さい時からそこにあるものだから、特別に気に留めたこともなかったんです。でもその方に言われて、ああ成る程なと思いました。それで取り上げることにしました。  
正教分離なので神社の件は問いませんが、県内には立派な神社、仏閣が多くあります。  
高岳山の副川神社は日本最北の式内社と聞いています。浦大町は江戸後期の国学者、平田篤胤との交流もあり、その関係で我が家も7代目から神道となっています。  
浦大町大半が神道となっております。今は息子の代になって、息子が我が家の13代目を継いでおります。  
郷土の守護神として、浦大町全体で奉っています。集落も高齢化が進み、浦城跡と共に守って行く上でも、高岳山の中腹にある常夜燈を町の史跡にできないかどうか、と言うことでこれを1番にしました。  
2番として今日は3月8日なんですけども、まさか今日が一般質問の日になると思いませんでした。国際女性デーなんです今日は。  
それでテレビも新聞も朝からジェンダーのことばかり話しています。ちょうど噛み

合ったんだなと思いました。それでまず後で補足はしますけども、2番として世界最低クラスのジェンダー平等ジェンダーについてと題しました。

高校時代、登山の準備をしていると、男女(オトゴオナゴ)と言う風に父からよく言われました。男とか女とか気にせずにこれまでも活動して来たと、さきがけ新聞のアンケートにも答えました。

過日、生活相談者が母子寮に入れたと聞いたので、ああ良かったとホットしました。

それと同時に、50年前の私自身の子育てのあれこそが、私のジェンダー時代だったと思っておきました。

1947年、日本国憲法が施行され、労働基準法で男女同一賃金の原則、女性保護の規定として、生理休暇や産前産後の休暇等が定められました。

でも職場の中で生理休暇を取る人もいなかったし、結婚して妊娠したら退社を余儀なくされてました。

そのような中で労働基準法の産前産後の休暇で出産をし、0歳から保育園に子どもを入れたのが、会社では私が初めてでした。仕事と労働組合、家事、子育てと少しくらい熱があっても鼻水が出て、保育園に連れて行きました。

そうすると保育園の方から、熱が出たので迎えにきてください、とこのように会社に電話が入ります。それで初めて早退をして病院に連れて行くことが出来ました。

仕事と労働組合、家事、子育てと本当に1分1秒が大切な時代でした。それでも最高の保育をしてもらいました。1階と2階半分が保育園、3階が母子寮になっていて2階からは避難用のスロープがありました。

ビルなので園庭も広く、運動会や夏はシャワー付きのプールもあり、保母さん達も水着になって子ども達と遊んでいました。

赤ちゃん2人に1人の保母さんが付き、玉川上水で心中した太宰治のお墓がある禅林寺もすぐ近くにあり、申し分の無い環境の中で無我夢中の子育てでした。

うちの長男は名前が名前ですから、当時、自民党の幹事長が田中角栄でした。ですからしばらくは話題の中心になっていました。

八郎瀧町に来た時には、保育園も学童もシルバーも無く、東京での生活が役に立ちました。2月20日のさきがけには女性参画の記事がありました。今は育児休暇もあり、息子達は食事も作ります。息子の作るカレイの煮つけは絶品です。本当、そうなんです。

ジェンダー平等で日本は世界で121位、今朝はニュースでは120位とってましたけれども、そしてコロナ禍の中で働くお母さん達の負担は大変だと思います。

何か手伝えることがあればと思っています。そしてジェンダー平等についての町長の見解を聞きたいと思っています。これが2番です。

3番目として消費税のインボイスとは、インボイスは法律上の正式名称を適格請求書というのだそうです。

2019年10月から消費税が10%に引上げられました。2023年10月にインボイスが導入されることになっていて、国税庁は昨年10月から導入に向けた準備を始めています。

これまで消費税を納入しなくてもよかった小規模事業者や、特にフリーランスの方達が猛反対をしています。

フリーランスと言えば、雑誌に依頼されて原稿料をもらったことがありました。原稿料の分だけその雑誌を購入したんですけど、各界からも反対意見や決議が出されています。コロナ禍のこのような時に、実施は良くないと思います。個人には消費税を託さなければ、個人的には消費税は無くさなければと思っています。

孫は幼稚園の時からユーチューブやっていますけども、私はアナログ時代の人間です。

当局のこのインボイスに対する考え方を聞かせてください。以上です。お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 北嶋議員の1点目のご質問にお答えいたします。  
高岳山中腹にある常夜燈を、記念物として町指定文化財に指定出来ないか、という提言と受け止めます。  
この件に関しては、この場で私から出来るとか出来ないとかの答弁は差し控えます。  
今後、文化財審議委員会に諮問し、各委員のご意見を伺って、方向性を定めることになると思います。  
結論を出せるまでには時間がかかるとは思いますが、その点はどうかご理解いただきたいと思っております。  
2点目以降は町長が答弁いたします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えします。  
ジェンダーとは、男女の性差別性差のことでありますが、ジェンダーによる差別を無くし、個々の能力が生かされ、安全で安心して暮らせる社会を作っていくことは世界共通の課題であります。  
ジェンダー平等を目指すことは、社会的・文化的な差別意識を解消し、男性も女性も多様な性を持つ人にとっても、個人の人権が尊重され、誰にとっても暮らしやすい社会を作っていくことにつながるものと考えます。  
本町においても、八郎潟町男女共同参画計画により、男女共同参画の意識啓発に取り組むとともに、あらゆる分野において男女がともに参画できる機会の拡充などを進めてまいります。  
次に、インボイス制度のご質問でございますが、インボイス制度は消費税負担の公平性の観点から導入されるものであることから、町としては反対等できるものではないと考えます。  
インボイス制度が導入されると、年間課税売上1,000万以下の免税事業者について、様々な影響がでてくると考えられますので、商工団体等関係機関と連携して周知に努め、制度導入までの状況を注視して参りたいと思います。

4番 北嶋賢子 有難うございました。1番は教育長の言う通りだと思います。だから文化財の審議会に係るなどと思ってました。良い方向に行けるようお願いをしたいと思います。  
それと後このジェンダーなんですけども、この間テレビでやりましたけども、今コロナ禍の中で、都会から田舎に移る人達が結構いるというんです。  
ところが女性がその反対だというんです。女性は田舎では活動出来ないから、都会に出たら、自分達のやりたいこと出来るからということで、今女性が都会の方に集中しているというようなニュースをやってました。  
ですからやっぱり今町長が話しましたが、女の人もやっぱり自分のやりたいことをやりたいから東京へ行くんだと、姪っこ2人いるけども2人とも結婚してないです、もう30過ぎてるんだけども、やっぱり自分のやりたいことやりたいから、結婚しないというのね、それでやっぱりそういうこともあって女性が東京に集中するのかなと、このように思って自分なりに判断しました。  
私もさっき1番で山に行く人を見て、女の人一人で登山口聞いたもんだから、いやあ変わり者がいるな、私みたいなのがいるんだなとこのように思って、そして里宮まで案内しましたけれども、だからこれから自立していく女性も多くなっていくと思いますので、町の方からももっと女性の人を採用するとかしていただきたいと思います。  
柳田さんの大変な質問と、この後の質問もまた大変な質問がでると思いますけども、気持ちを改める意味で、私が話しをさせていただきました。  
終わります。有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、4番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。  
ここで、3時15分まで休憩いたします。よろしく願いいたします  
( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 会議を再開いたします。  
次に、1番 加藤千代美君の一般質問を行います。1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 質問を始める前に、今世界は大変な状態になっているようであります。力のある者は力の無い者をいじめる、こういう事態のように思います。  
今、経済的に見るとある地域はデフォルトに陥っている状態のようでありますが、日本の何処かでデフォルトが起らないような状態になるようにして、質問を行いたいと思います。  
令和4年度の予算についてお伺いしたいと思います。国の令和4年度の当初予算は一般会計の歳出が10兆7,964億円と、10年連続で過去最大となったとあります。  
歳入面では、個人消費や企業業績のコロナ禍からの回復をみこんで、税込見通しを6兆5,350億円と過去最大規模に設定し、この税込増を当て込む形で国債の新規発行額は前年度当初予算より、15%以上減らし3兆6,260億円としたとあります。  
国は令和4年度の当初予算を遂行するために、岸田総理は成長と分配の好循環による新しい資本主義によって、この世界の動きを主導していきます。  
官と民が全体像を共有し、協働することで国民一人ひとりが豊かで、生き生きと暮らせる社会を作っていきます。  
また日本ならばできる、日本だからできる、共にこの経済社会変革に挑戦して行こう

ではありませんかと呼びかけております。

様々な弊害を是正する仕組みを、成長戦略と分配戦略の両面から、資本主義の中に埋め込み、資本主義がもたらす便益を最大化していきます。

成長戦略では、デジタル、気候変動、経済安全保障、科学技術・イノベーションなどの社会問題の解決を図るとともに、これまで日本の弱みとされた分野に、官民の投資を集め、成長のエンジンへと転換していきますとも言っております。

その中で特に成長戦略、第一の柱はデジタルを活用した地方の活性化、しかも新しい資本主義の主役は、地方だと言っております。

デジタル田園都市国家構想を強力に推進し、地域の課題解決とともに、地方から全国へとボトムアップでの成長を実現したいと言っております。

地方にとっては、久しぶりに見る政府の本気度を伺った感じと、非常に有難い施政方針演説でありました。

しかし、現実には1950年、昭和25年敗戦後の5年の日本は、就業者の約半分48.6%は、1次産業に従事しており、生産構造においても1次産業で26.0%を占めていました。

20年後の1970年、昭和45年においては、2次産業が44.5%、就業者の34.1%を占めていました。

工業生産力モデルといわれる戦後日本の産業構造が急速に形成された期間でもありました。直近状況は2019年、令和元年を見ると、2次産業の生産比重は26.0%となり、3次産業が73.0%を占め、1次産業は1%という国になってしまいました。

日本人は工業生産力モデルでの、成功体験を引きずり、今でも日本は製造業を中核とする国家、という幻想を抱いているが、現実にはサービス経済化が加速し、しかも、極端に1次産業を圧縮して食料自給率が低い産業構造の国となっている。

多摩大学学長 寺島実朗の日本経済・産業再生への道筋を参照しております。

今はサービス経済化が加速したこと、農業を生業としてきた地域は置き去りにされ人工減少を招き、しいては過疎化という現象まで生み出しています。

このような中で、この施政演説の内容は、置き去りにされてきた地域にとっては、非常にうれしいものであります。

また、このような状況下での市町村財政を見てみると、自主財源が乏しく国、県の交付金、補助金に7割がた依存している状態です。

我が町の令和3年度当初予算では、自主財源が23.6%、依存財源が76.4%となっております。

この先人口減少が進み、産業のイノベーションを図らなければ、産業は衰退し税収の減少が進むのではないかと心配しております。

また、令和2年度決算を見ると、単年度では黒字であるが、貸借対照表で2年度を見ることは出来ないが、元年度で見ると負債が61億4,000万円となっております。

令和3年度の貸借対照表も間もなく出ると思うので次の質問をさせていただきます。

一つ目ですが、今から52年前、八野浩一郎、49年前鈴木憲明いずれも自治省の役人ですが、八野氏は予算編成にあたって、形式的なバランスの保持でなく構造的なバランスの保持、単年度ごとの均衡維持より、むしろ長期的、計画的な均衡維持である。

また鈴木氏は単年度主義の予算編成を続けていった場合、財政破綻をきたす恐れはないかと疑問を投げかけていました。

この考えに基づいて、県の市町村課の財政班に、市町村の財政をなぜ貸借対照にしたのか聞いたところ、法律に規定はないが、前段に申し述べた通りであるということでありました。

この考えに基づいて、町の決算を見ると令和元年度61億4,000万円の負債があることとなります。

町民の皆さんは議会広報9月号を見て、町の令和2年度決算もまた黒字化したと大変喜んでいました。

令和2年度決算の単年度決算と令和2年度の貸借対照表による決算を比較して見た場合に、令和元年度同様の負債額になるか、仮に同様の開きがあるとすれば、何故なのかまづお聞きしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 加藤議員の質問にお答えいたします。

令和2年度の貸借対照表などの財務書類については、現在作成中であり現段階では負債などの金額をお示しすることは出来ません。

しかしながら、令和2年度については、一般会計において地方債の繰上償還を実施したことなどから、負債の部については1億円程度の減少となる見込みであります。

令和3年10月1日に発行された議会だよりでは、令和2年度決算認定について、一般会計における収入総額から支出総額を差し引いた額から、更に翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額を黒字として掲載しております。

一方、地方公会計制度による貸借対照表では、収入・支出総額などの現金主義に基づく財務情報に加え、固定資産や基金などを資産の部として、地方債や退職手当引当金などを負債の部として計上しております。

そのため両者の金額は一致するものではありません。いずれ人口減少、少子高齢化が進んでいる中で、健全財政を進める上では、財務書類などについても予算編成や起債管理等に活用し、限られた財源を賢く使う取り組みに役立てていきたいと考えております。

1番 加藤千代美 私は町の方から示された、八郎潟町の令和元年度財務書類の分析と改善策の提案を読みました。ここの中で大きい課題というのは、4つ位あります。

一つは先程申し上げましたように、61億4,000万円の負債があるということがあります。住民一人当たりで換算すると、97万円位ですかその位の負債が、それからもう一つは財政の運用の弾力性について、警鐘を鳴らしております。

これは勿論町当局ではこの資料を見てると思いますが、12ページの中にそういうことが細かく書いてあります。

もう一つは私が懸念するのは、フライバーバランス、歳入歳出が約一致するという形なんですけど、これが八郎潟の課題は負債を削減することにあると、こういうことを述べております。

四つ目ですが公平性からいくと、類似団体から著しく損なっていると、後世の子供達に大きな負担を残すと、こういう指摘がなされております。

こういう指摘に対して、町ではどういう具合に対処する考えですか。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問についてお答えします。

まず一つ目の問題と言われる、住民一人当たりの負債額、これは財務書類の中で示しておりますけども、先ほど住民一人当たり90万程と言いましたが、60万程でございます。ちなみに、類似団体の平均は80万の負債でございます。訂正しておきます。

いずれにしても、先ほど町長の答弁にもありましたように、現金主義に基づく収支の決算と貸借対照表による60数億という負債の部の額については、一般会計のみならず特別会計、水道会計を含めた町全体としての貸借対照表でございます。

課題につきましても一番大きいのは、議員も言われましたけども、地方債を減らすことだということにございます。60数億のうち元年度であれば、地方債が約50億程占めております。

いずれそういうことから、答弁でもありましたように2年度の見込みでは、繰上償還したおかげで、一億円程減る見込みとはなっておりますけども、いずれにしても地方債、後は退職手当の引当金、どうしても掛ってしまう退職手当の引当金ですとか、賞与等の引当金、これはもう必ず掛るところでございます。

そういうのも負債の額に積み上げられますので、一番手っ取り早いのは地方債を減らすということにございます。

1番 加藤千代美 退職手当の引き下げとか地方債の償還をすると、そういった財源というのは何処に求めるのですか。

総務課長 村井健一 現金収入の予算化でなくて、貸借対照表の今の数字でございますので、現実には何処からお金を持ってくるだとか、何処に予算置くとかというのは一つもございません。

貸借対照表の中でも負債の金額でございますので、何処から持ってくるかというのはちょっと違うんじゃないのかなと思います。

1番 加藤千代美 この書類によれば町は固定資産税を改正する時だから、固定資産税で安定した収入を確保する必要がある、こういうことを述べている訳ですね。

だからいかにその税収が入ってくる場所がないか、ということを示してると思うんですよ。その点についてはどうですか。

総務課長 村井健一 いずれ議員言われた通り、その負債の分に対しましての資産の部というものがございます。その通り町税ですとか、後は使用料、自主財源ですね後は依存財源、それらを含めて、増やすことは必要です。

ちなみに議員言った、元年度の貸借対照表での負債の部は60数億ですが、資産の部でいきますと、150億程でございます。

1番 加藤千代美 一つ例を挙げます。福岡県に赤城町という場所があります。それから北海道の池田町と二つの団体があります。池田町でなくて赤字再建団体になった所、ここの財政の担当した総務課長が、やはり同じような経験してるんですね二人とも、片方はメロンを開発している、片方はいろいろ財政を切り詰めて行きながら、償還をして何十年もかかった訳ですね。

その二人の言葉が、夕張ですね夕張の場合はそういう開発をしている、赤城の場合はやっぱり医療財政を切り詰めて行って黒字にして何十年もなった訳です。

その人方は本を書いてございます。それを読んだ方も何人かおります、私の友人の中でも。

非常に厳しい状況の中で、職員方が苦勞してきた訳です。しかし、産業構造を変えていながら税収を確保するという政策を取った訳ですね。

我が町の場合、これを見ていくとこの監査員が指摘するように、何も無いから結局固定資産税じゃないかという形なんですね。

その辺の方向性を今模索してるんでしょうか。

総務課長 村井健一 正直に申しまして、税収のアップが出来ればそれは越したことはないのは当然でございますが、実際、予算編成にあたってはこれからの町全体としての大型事業も控えてございますし、歳出等をなるべく金額というのはこう予想が付いておりますので、全庁的に歳出抑制、歳入よりも取り敢えずまず歳出抑制を試みているところではございます。

1番 加藤千代美 次の二番目の質問とも関連するので、二番目の質問を読んでいきます。

二つ目は令和4年度の予算編成にあたって、基準財政需要額の何に力点を置いたか、基準財政収入額と基準財政需要額はいくらになったのか、また、投資的経費の中で本年度の政策的経費は何か、総予算額の中で何%あったのか、その辺ちょっと教えてください。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 基準財政需要額及び基準財政収入額については、普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行可能額を算定する際の7月に毎年積算しております。

当初予算編成段階においては、基準財政需要額の算定に用いる単位費用、補正係数などが確定していないため、需要額の算定はしておりません。

投資的経費については、その全額が政策的経費となっており、一般会計における当初予算総額の30.9%、6億7,668万4千円を計上しております。

投資的経費とされている普通建設事業費の内訳につきましては、一般会計予算資料の5ページに記載しております。

主なものといたしましては旧庁舎の解体事業に2億3,800万円、道路メンテナンス事業に7,500万円、学校長寿命化事業に、1億7,400万円程を計上しております。

1番 加藤千代美 一番の質問から関連してくるんですが、この後、特別委員会で聞きますが負債額が強くて、経常的経費が今の町の決算の段階で見ると、88%になってますよね。

88%の経常収支が高いということは、自由に出来る金が少なくなるということですよ。財政が硬直化してくるという状態になる訳ですね。

するとこの投資的経費の中で、さっき申し上げた橋とかそういうものの他に、実際に所得が上がるような政策というのは何があったのか、いわゆる所得が上がらなければ税収も上がってこない訳ですよ。

税収が上がらない中で、経常経費が88%もあるということは、町の財政が相当苦しいということになるんじゃないでしょうか。その辺はどうですか。

総務課長 村井健一 今いずれ詳細についてこうお聞きした訳でございますが、いずれちょっと答弁については予算の特別委員会の中で、資料を見ながらお答えしたいと思います。すいません。

1番 加藤千代美 はい、分かりました。特別委員会の中で細かく聞くことにします。

三つ目ですが昨年の3月定例議会で、移住・定住について質問した時に、IT産業を利用して、移住・定住を進めてはどうかという質問を致しております。

その時の答弁は、総合的な町施策の中で考えるべき問題だと認識しておりますと答弁

致しております。

今年の国の施政方針では、デジタルを活用した地方を活性化するとあります。

町長は今年も総合的な町施策の中で考え、国が考えているデジタル構想には組まないという考えでよろしいでしょうか。

町長 畠山菊夫 議員の言う国が考えるデジタル構想とは、デジタル田園都市国家のことを指していると思われませんが、国が目指すデジタル田園都市国家構想では、地方が抱える課題をデジタルサービスの実装を通じて解決し、誰一人取り残されず全ての人がデジタル化のメリットを享受できる、心豊かな暮らしを実現していくとしております。

デジタル田園都市国家構想は四つありまして、一つデジタル基盤の整備、一つデジタル人材の育成・確保、一つ地方の課題を解決するためのデジタル実装、一つ誰一人取り残されないための取組の四つの視点が軸となっており、基盤となるデジタルインフラ及び行政機関間のデータ連携基盤を主導して整備し、その基盤を活用したサービスの実装を目指しております。

町としても、このデジタル基盤を活用し、行政手続きの簡素化・オンライン化等、町民の利便性向上を図っていく他、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについても、一層の普及を図って参ります。

また今年度、秋田県と共同で開催した、高齢者向けスマートフォン教室についても、来年度も開催する計画となっています。

なお、国では自治体システムの統一・標準化の推進を掲げておりますが、これは秋田県町村電算システム共同事業組合で、共同調達している業務システムにおいて、標準準拠システムへの移行の検討を進めており、引き続き構成町村と協議をして参ります。

1 番 加藤千代美 今、町長からルール申し上げましたけども、このデジタル構想が国で示されているある部分については乗って行くと、そういう具合に解釈してよろしいですね。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 いずれ国で示している構想の中には、一自治体がどうにも出来るようなものでないものもございしますので、当然それは国あるいは県なりからの指導を仰ぎながら、当町でも進めていくことになると思います。

1 番 加藤千代美 次、はちらぼのことについて伺います。ほとんど私が聞く前に柳田さんが聞いたような気がいたします。

ほとんど聞かなくてもいいような状態なんですけど、この問題については4年前に私が指摘したことがほとんど当たっています。そういう観点で聞いていきたいと思えます。

NPO法人はちらぼは、平成29年5月29日開かれた議会全員協議会において、当局より説明がなされ、平成29年12月に開店の運びとなっております。

はちらぼが開店してからは、いろいろな方がNPO法人はちらぼを、自分達の町の発展のためにいろいろな提言をしてきたこともあったと思えます。

NPO法人はちらぼが設立されてから、令和3年で4年の歳月が経過したことになります。格言に「石の上にも3年」という言葉があります。

この言葉の意味するところは、私が言うまでもなく3年も忍耐をすれば何とか道が拓けるといのが、ダルマ大師のように5年も10年も座っているうちに、悟りは開けても、動きがとれなくなってしまうのでは困る、という意味だそうです。

我が町のNPO法人はちらぼも、4年経過しても黒字に展開できていないのが現状のようであります。

昨年11月5日に職員互助会の研修会で特定非営利活動法人はちらぼ理事長 野原静雄氏が、令和4年度の補助金を1,900万円、さらに令和5年度は1,500万円を考えているような内容で、説明がなされたと記憶しています。

しかし、町長は12月定例議会で、同僚議員に対して私はまだ聞いていない、と答えていますが、何故4年経過しても黒字に展開できなかったのか、我々に説明したときは、自身満々に答弁をしていたのが、昨日のような気が致します。

質問ですが何故このように赤字が生まれたのか、同僚議員も不思議に思っている方もいるようですが、町民の中でも何故赤字が増えても、この事業を継続していかなければならないのか、甚だ疑問だと言う人もいます。

町長は、今後どのような考えでこの事業と向き合うのか、12月定例会で説明がなされたように、NPO法人の自立経営が当局の公約としてあれば、公約ではばいと答弁致しております。その真意を伺いたいと思えます。

町長 畠山菊夫 昨年の11月5日に、職員互助会ではなくて議員互助会での研修会だと思います。はじめに、今後どのような考えでこの事業と向き合うのかということでございますが第6次総合計画で示しているように、町民と協働の町づくりのために、町民の力を結集する母体としてはちらぼを活用し、国、県やその他の民間財団も助成補助金を町づくりに活かしていこうという考えでございます。そしてその趣旨に高齢化社会における食事や買い物の不安などに対応し、住みたい、住み続けたい町の実現を果たしたいと考えています。次に、法人の設立は私の公約と理解されていいんですけども、NPO法人の自立経営が当局の公約かと問われれば、そうではございません。NPO法人が自立経営の計画を持っていたので、町はそれを承認したものであり、公約とは考えていません。法人が持っていた計画を、町が公約とすることはなく、何度も言いますが計画を承認したということでございます。

1番 加藤千代美 ちょっと具体的に聞いていきますけども、先ほど柳田さんの質問であります、このNPO法人を行うに当たって、補助金と委託料が出ておりますよね、それについては間違いないですか。

町長 畠山菊夫 間違いございません。

1番 加藤千代美 私が思うには、委託料というのはその団体と契約を結ばなきゃいけないものだと思うんですよ。それで補助金というのは契約でなくて、実行的にこれをやるということで出してると思うんですが、その辺はどうですか。

議長 伊藤秋雄 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 委託契約は結んでおります。

1番 加藤千代美 じゃあ具体的に言いますと、委託契約は何で結んでいますか。

産業課長 千田浩美 施設の管理運営委託料でございます。

1番 加藤千代美 委託契約を結んでいるのは契約書の中では私持っているのは一つしかないんですよ、委託契約書が。それ何だかご存知ですか、これは議会にもかかってますよ。

産業課長 千田浩美 加藤さんの持っている委託が何の委託料かちょっと分かりませんので。

1番 加藤千代美 町づくり活動効果促進事業、委託契約書を結んでおります。この契約書はこれ議会にかかったものです。この契約書一つしかないんですよ、130万です。で今、委託契約書この中でこれ非常に大事なことなんです、NPO法人から言えば、私は今から4年前にNPO法人の活動の中身を申し上げております。それに対して、議会初めに皆さんから忠告を送ったんですが、今その事実が間違っていたということが分かったんですよ。この委託事業でやるか、はちらぼに補助金を出した中でやるのか、そこを確認するために聞いてるんです。その辺はどうなんですか。

産業課長 千田浩美 町づくり活動効果促進事業、130万円の委託料の契約書それはあります。その他にも管理運営の委託料の契約書もあります。

1番 加藤千代美 じゃあお伺いしますが、この町づくり活動センター委託料というのは、これは今申し上げた契約書の中身で運営されてるということですか。

産業課長 千田浩美 130万円の中身はまた別です。130万円の中身というのは、おもしろ市場それから商店街の活性化事業合わせて130万円で契約を結んでおります。

1番 加藤千代美 じゃあこの委託料というのは、契約してないということですか、ここに毎年1,100万から令和30年度1,180万3千円とか、こういうものは契約してないということですか。

産業課長 千田浩美 先ほどから申してますとおり、契約はしております。

1 番 加藤千代美 してる？ いつ契約していつ終わってますか。

産業課長 千田浩美 4月1日で契約しております。指定管理の契約になってます、指定管理者。指定管理者の契約になってると思います。

1 番 加藤千代美 あなたが言うのはこの契約書ですか。町づくり活動効果促進事業委託契約書、これですか。

産業課長 千田浩美 何回も言うようですけども、それは別です。

1 番 加藤千代美 その契約書ありますか。

産業課長 千田浩美 そうすれば先程の総務課長と同じで、予算特別委員会の時に出してみたいと思います。

1 番 加藤千代美 そうすると補助金を出してる訳ですよ、補助金も出してますよね、一応これ年度毎に、そうするとはちらぼの契約というのは、補助金と委託料と合算した契約になってるんですか。

産業課長 千田浩美 合算はしていないと思います。

1 番 加藤千代美 ところが決算書見るとそうなんですよ、私パソコンで引いたんですよそこが分かってないですよ。それによっては大きな解釈が違ってくるんですよ。NPO法人はちらぼには2分の1の規定がありますよね、2分の1というのは一つは2分の1を超えて非営利事業は2分の1を超えてもいいけど、その他事業は超えていけば一般事業になるんですよ。

今日、柳田さんの発言を聞いていた時に、一般事業も非営利事業も一緒にしたような話をしてるので、これは重大な問題ですよ。

はちらぼが運営されて行く中で、何故赤字が出たかという問題にも関連してくるんですよ。その辺の仕訳で私聞いているんですよ。

産業課長 千田浩美 補助金の中に管理運営費が含まれているというのは、何の決算でしょうか。何の決算ですか。

1 番 加藤千代美 管理人がいる？

産業課長 千田浩美 補助金の中に管理運営費が含まれているのは、何の決算でしょうか。

1 番 加藤千代美 ここに決算書あるんですよ。それで県に行ってみたら、これはちらぼから出た決算書ですよ。この中では委託補助金で2,231万5千円となっているんです。これは30年度です。ところが私にくれた資料では合わないんですよ。それである時はですね補助金と一緒にしているんですよ。

議長 伊藤秋雄 暫時休憩します。

( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 再開してもいいですか？ 再開します。

1 番 加藤千代美 31年度のパソコンで引いたものでは、補助金と委託金と一緒に出来てきてるんです。そうなった場合に考えた時に、2分の1の規定がおかしくなるんですよ。それで私聞いているんです。

産業課長 千田浩美 町の予算書、決算書を見ていただければ分かると思いますけれども、補助金と委託料は別々に計上しております。

1 番 加藤千代美 そうするとはちらぼさんが間違ってるということですか。

議長 伊藤秋雄 暫時休憩します。  
( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 再開します。

1 番 加藤千代美 後は委員会の方で聞いた方がより具体的だということで、私の質問終わります。

議長 伊藤秋雄 これにて、1 番 加藤千代美君の一般質問を終わります。  
これより常任委員会を開いていただきます。  
なお、最終日 3 月 1 7 日は、午後 3 時より本会議を開きます。  
本日の会議はこれをもって散会いたします。  
どうもご苦労様でした。

( 閉会 午後 4 時 )

# 令和4年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第11日目 令和4年3月17日(木)

議長 伊藤秋雄 ただいまの出席議員は11名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。  
なお、3番 伊藤敦朗君からと村井会計管理者から欠席の届けがありました。  
これより、本日の会議を開きます。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長であります。  
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案第2号から議案第13号までの12議案について、各常任委員長の報告を求めます。  
始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 小柳聡 (総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 石井清人 (教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。  
まず始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を終わります。  
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を終わります。  
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。

議長 伊藤秋雄 次に、予算特別委員会委員長 石井清人君の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 石井清人 (予算特別委員長 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 これで予算特別委員会の報告を終わります。  
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。  
日程第2、議案第2号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第10号)について、  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第2号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に日程第3、議案第3号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第3号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に日程第4、議案第4号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第4号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第5、議案第5号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第5号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第6、議案第6号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第6号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第7、議案第7号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第4号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第7号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第8、議案第8号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第8号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第9、議案第9号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第9号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第10、議案第10号 八郎潟町中小企業振興融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第10号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第11、議案第11号 八郎潟町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する

る条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第11号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第12、議案第12号 八郎潟町環境基本計画の策定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第12号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第13、議案第13号 八郎湖周辺清掃事務組合規約の一部変更について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第13号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第13号は、原案どおり可決されました。次に日程第14、議案第14号 令和4年度八郎潟町一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 4番の北嶋賢子です。1番さんがやると思ったらちょっと手を挙げなかったもので、私から反対討論をさせていただきます。  
特別委員会の中ではちらぼに関しては、皆さんそれぞれの意見を出して、そして最後に採決がされました。私の方からこのことに関して、はちらぼが29年度に建った時に家でホーレン草を1,000羽売ってもらいました。  
そして売値があの当時は1羽200円から300円はしたんです。だから家は80円でいいから、売値を150円位にしたらって言いました。  
そしたらこれは儲けるためにやった団体ではない、と係りにそう言われました。ですから買い物弱者のためにはちらぼをやった訳だから、これは儲けるためにやった訳じゃないから、でもその110円か120円で売って、町民の皆さんには凄く喜ばれました。  
あの時は1,000羽も売ってもらったんだけど、そして儲けるためにやったものではないと言われたので、その継続は結局、結果このような形になったと思うんです。  
それで何か儲けることをやらなきゃいけないと思って、せばやっぱりこの町はカモだろうなということで、カモの一般質問をしました。  
そしたら今回は今度、行政報告の中にイチゴが出てきました。高岡コミュニティセンターの上に家に3反部の畑があります。  
小学校の頃その3反部のうち半分、1反部以上イチゴをやっていました。野地イチゴです。6月はもう陽気が早いから、家族みんなでイチゴ摘みをしてだしに入れて、五城目町に朝市があるものだから五城目町まで運びました。  
そしたら仲買人たちが待ちきれなくて、森山の下まで迎えにくるんです。それで森山の下で離してまた戻ってくる訳なんだけど、私はまだ小学生だったから、どれだけ家が儲けたかは分からないんだけど、そのようにしてイチゴ作りをしました。  
イチゴは足が速いもんだからすぐ傷むんです。今スーパーに行くとなんかのスーパーでもイチゴが山になってます。  
ですからこれからイチゴをやっても、やり方次第かもしれないけど、これからイチゴをやって、はちらぼの二の舞にならなければいいなと思ひまして、そのことを思ったものですから討論に立たせていただきました。反対討論となります。終わります。

議長 伊藤秋雄 次に、賛成討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第14号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 伊藤秋雄 賛成多数であります。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第15、議案第15号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第15号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第16、議案第16号 令和4年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第16号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第17、議案第17号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第17号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第18、議案第18号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第18号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第19、議案第19号 令和4年度八郎潟町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第19号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第20、議案第20号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第20号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、お手元に配布しております予算書のとおり、追加日程が1件あります。

このことについて、本日、議会運営委員会を開催しております。  
議会運営副委員長の報告を求めます。8番 畠山一充君。

議会運営副委員長 畠山一充 私から3月定例会の追加案件について、審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。  
本日、午後2時30分から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、追加案件について委員会が開かれました。  
当局より、令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、追加案件として上程したいとの申し出がありました。  
当委員会で審議した結果、追加案件として議案第21号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、を日程に追加することに決定しました。  
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 議会運営副委員長の報告のとおり、日程に追加することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。  
追加日程第2、議案第21号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします追加議案について、ご説明申し上げます。  
配布いたしました予算書をご覧ください。  
議案第21号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について  
1ページ、歳入歳出に、それぞれ46万4千円を追加し、総額を8,326万円としております。  
8ページの歳入には、後期高齢者医療保険料の普通徴収保険料に46万4千円を追加しております。  
10ページの歳出には、後期高齢者医療広域連合納付金に歳入と同額の46万4千円を追加しております。  
これにつきましては、町に納付された保険料の全額を、後期高齢者医療広域連合に支払うものでありますが、新たに保険料が発生した被保険者の所得額が予想を上回ったことにより、3月に後期高齢者医療広域連合に納付するべき保険料の予算額に不足が生じたものでございます。  
以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。  
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
追加日程第2、議案第21号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第21号は、原案どおり可決されました。

5番 石井清人 議長、閉める前に一言言わせてください。

議長 伊藤秋雄 はい、いいですよ。

5番 石井清人 この前ある場所で、町民の方と行き会ったんですよ、そしたら町営住宅相当数空いてるけど、どうするんだということを言われて、そうだねとちょっと考え込んだけども、今ウクライナで紛争が起きて、避難民が東京に避難しているんだけど、もし日本に来て行くところが無かったら、八郎潟で受け入れて町営住宅に入れるようなことを考えたらどうかとそう言ったら、そしたら町民からこれは良いことだと言って町民からすご

く喜ばれたんです。もし本当に行くところ無くてあれだったら、そういう事も考えてほしいなと思ったので、一言言って終わります。

議長 伊藤秋雄 要望ですね。

5 番 石井清人 はい。

議長 伊藤秋雄 以上、今定例会に付託された事件は全て終了しました。  
これをもって、八郎潟町議会 3 月定会を閉会いたします。  
大変ご苦労様でした。

( 閉会 午後 3 時 4 7 分 )